# 平成28年度

# 総会議案

と き 平成28年4月21日(木) 15:00~ ところ ホテル札幌ガーデンパレス 2階 丹頂

# 総会次第

1.	開	会の 記	锌	
2.	支	部長挨		
		~	秦	
			<b>∓度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b> 1	
2	2)	平成27年	<b>∓度決算報告・・・・・・・・・・</b> 1:	3
			査報告・・・・・・・・・・・・・・・・1 <sup>1</sup>	
			<b>丰度北海道支部役員改選(案)・・・・・・・・・・・</b> 1	
			会北海道支部災害緊急対応規則の一部改正(案)・・・・・・・2	
6	;)	土木学组	会北海道支部災害緊急対応内規の一部改正(案)・・・・・・・・2	5
4.			告	
			年度事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
			年度予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
	,		年度土木学会選奨土木遺産認定経過報告・・・・・・・・・・・3	
			年度北海道支部功労賞選考経過報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Į			年度北海道支部奨励賞選考経過報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(	3)	平成27年	年度北海道支部優秀学生講演賞選考経過報告・・・・・・・・・・・・	[(
,	7)	平成274	年度北海道支部技術賞選考経過報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	Ę
8	3)	平成274	年度北海道支部地域活動賞選考経過報告・・・・・・・・・・・5	<u>,</u>
(	9)	その他		
5.	表	ŧ		
	1)	平成27年	年度北海道支部功労賞授賞	
4	2)	平成274	年度北海道支部奨励賞授賞	
;	3)	平成274	年度北海道支部技術賞授賞	
2	4)	平成274	年度北海道支部地域活動賞授賞	
6.	親	す・旧支音	部長挨拶	
7.	閉	会の 記	辞	

# 公益社団法人 土木学会北海道支部

〒060-0061 札幌市中央区南1条西2丁目南一条Kビル8F TEL011-261-7742/FAX011-251-7038

資	料
1)	北海道支部歴代支部長・副支部長・幹事長名簿・・・・・・・57
2)	平成27年度北海道支部役員名簿58
3)	北海道支部規程・・・・・・・65
4)	北海道支部内規・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
5)	北海道支部災害緊急対応規則・・・・・・・・・・・・・・71
6)	北海道支部災害緊急対応規則内規・・・・・・・・・・・・・・73
7)	北海道支部選奨土木遺産選考委員会規程・・・・・・・・・・76
8)	北海道支部功労賞授与規定・・・・・・・・・・・・77
9)	北海道支部奨励賞授与規定・・・・・・・・・・・・77
10)	北海道支部優秀学生講演賞授与規定・・・・・・・・・・・78
11)	北海道支部技術賞授与規定・・・・・・・・・・・・79
12)	北海道支部技術賞候補募集要項・・・・・・・・・・・80
13)	北海道支部地域活動賞選考委員会規程・・・・・・・・・・81
14)	北海道支部地域貢献事業規程・・・・・・・・・・・・82
15)	北海道支部地域貢献事業に係る資金に関する規則・・・・・・・・83
16)	北海道支部地域貢献事業に係る運営に関する規則・・・・・・・・85
17)	北海道支部賛助会制度・・・・・・・・・・・・・・・・・90
18)	北海道支部賛助会員名簿91
19)	土木学会正会員(法人)および特別会員名簿(支部所属)・・・・・・92

# 平成27年度事業報告

# 1 総会・役員会等

- (1) 平成27年度北海道支部総会(27.4.23 ホテル札幌ガーデンパレス)
  - 1) 平成26年度事業報告
  - 2) 平成26年度決算報告
  - 3) 会計監查報告
  - 4) 平成27年度北海道支部役員改選(案)
  - 5) 土木学会北海道支部規程一部改正(案)
  - 6) 土木学会北海道支部内規の一部改正(案)
  - 7) 土木学会北海道支部事務局長就業規則の一部改正(案)
  - 8) 土木学会北海道支部事務職員就業規則の一部改正(案)
  - 9) 平成27年度事業計画
  - 10) 平成27年度予算
  - 11) 平成26年度土木学会選奨土木遺産認定経過報告
  - 12) 平成26年度北海道支部功労賞選考経過報告
  - 13) 平成26年度北海道支部奨励賞選考経過報告
  - 14) 平成26年度北海道支部優秀学生講演賞経過報告
  - 15) 平成26年度北海道支部技術賞選考経過報告
  - 16) 平成26年度北海道支部地域活動賞選考経過報告
  - 17) 表 彰 ・功労賞授与 ・奨励賞授与 ・技術賞授与 ・地域活動賞授与
  - 18) 新・旧支部長挨拶

### (2) 商議員会

平成26年度 第2回(27.4.6 ホテル札幌ガーデンパレス)

- 1) 平成26年度事業報告及び平成26年度収支決算報告について
  - 貸借対照表
  - ・会計監査報告について
- 2) 平成27年度事業計画及び平成27年度収支予算について
- 3) 平成27年度北海道支部役員の改選(案) について
- 4) 平成27年度本部役員候補者選考委員会の推薦について
- 5) 土木学会北海道支部事務局長の任期更新について
- 6) 平成26年度北海道支部功労賞、支部奨励賞、支部技術賞及び地域活動賞 の選考について
- 7)報告
  - ・平成26年度土木学会選奨土木遺産の認定について

- ・北海道開発局との災害協定締結について
- その他

平成27年度 第1回(27.6.1 書面会議)

1) 支部長の異動による支部長候補者の選任について

平成27年度 第2回 (28.2.19 ホテル札幌ガーデンパレス)

- 1) 平成27年度事業報告及び平成27年度収支決算見込み(仮)について ・H27年度地域貢献基金の収支について
- 2) 平成28年度事業計画(案)及び平成28年度収支予算(案)について ・H28年度地域貢献基金の配分(案)について
- 3) 平成27年度支部優秀学生講演賞の選考について
- 4) 委託契約書(案) について
- 5) 土木学会北海道支部災害緊急対応規則の一部改正(案) について及び 土木学会北海道支部災害緊急対応内規の一部改正(案) について
- 6)報告
  - ① facebook管理委託業務の委託契約書(案)について
  - ② シビルネット活動について
  - ③ 再計算後の平成27年9月末会員数に基づき算出した平成28年度支金額の部交付算出について
  - ④ 会員入退会について
  - ⑤ 北海道開発局との災害協定再締結について
  - ⑥ その他

### (3) 選奨土木遺産選考委員会

①幹事会

第1回(27.4.30 支部事務局)

- 1) H27年度候補
- 2) 遺産カードについて
- 3) その他

第2回(27.8.17 支部事務局)

- 1) H 2 7 推薦理由案 について
- 2) 遺産のホームページの改良について
- 3) その他

第3回(28.1. 8 教育大学サテライトオフィス)

- 1) 土木遺産ホームページ、土木遺産ツアーについて
- 2) 土木史研究のお話

- 3) その他
- ②選奨土木遺産選考委員会
- 第1回(27.5.28 支部事務局)
- 1) 平成27年度北海道支部選奨土木遺産選考委員長、幹事長の選出について
- 2) 平成27年度土木学会選奨土木遺産支部選出委員について
- 3) 平成27年度事業計画
- 4) 平成27年度の北海道支部選奨土木遺産候補の推挙(2件) について
- 5)委員会による事業
- 6) その他

# 第2回(27. 7.21 支部事務局)

- 1) 平成27年度の北海道支部選奨十木遺産候補の推挙(2件) について
- 2) 平成28年度土木遺産候補について
- 3) その他
  - ・土木遺産カード原稿の最終確認について(新釧路川、松前港福山波止場)

# 第3回(27.11.18 ホテル札幌ガーデンパレス)

- 1) 土木遺産調査の報告「重構桁 J K T L について
- 2) 土木遺産ホームページの改定について
- 3) 平成22年度からの遺産紹介文の作成依頼について
- (4) 支部災害緊急委員会
  - 第1回(27.5.27 支部事務局)
  - 1) 平成27年度支部災害緊急対応委員会の活動方針について
    - ①災害緊急対応委員会による支部タスクフォース活動の継続について
    - ②災害緊急調査団について
  - 2) 支部災害緊急対応規則及び規則内規の見直しについて
  - 3) その他
- (5) 支部奨励賞・優秀学生講演賞選考委員会(28.2.16 支部事務局)
  - 1) 平成27年度支部奨励賞・優秀学生講演賞選考委員長の選出について
  - 2) 平成27年度北海道支部奨励賞・優秀学生講演賞の選考について
  - 3) その他
- (6) 支部地域活動賞選考委員会(28.2.25北海道庁別館 9階第1研修室)
  - 1) 平成27年度支部地域活動賞選考委員長の選出について
  - 2) 平成27年度支部地域活動賞の選考について
  - 3) その他

- (7) 支部功労賞選考委員会(28.3.4 ホテル札幌ガーデンパレス)
  - 1) 平成27年度支部功労賞選考委員長の選出について
  - 2) 平成27年度支部功労賞の選考について
  - 3) その他
- (8) 支部技術賞選考委員会(28.3.10 ホテル札幌ガーデンパレス)
  - 1) 平成27年度支部技術賞選考委員長の選出について
  - 2) 平成27年度支部技術賞の選考について
  - 3) その他
- (9) 平成27年度 会計監査 (28.4.4 支部事務局)
- (10) 全体幹事会
  - 第1回(27.4.23 ホテル札幌ガーデンパレス)
  - 1) 平成27年度事業計画について
  - 2) 平成27年度幹事の事業分担について
  - 3) その他
  - 第2回(28.2.15 ホテル札幌ガーデンパレス)
  - 1) 平成27年度事業報告及び平成27年度決算(仮)について
  - 2) 平成28年度事業計画(案)及び平成28年度予算(案)について
  - 3) その他
- (11) 支部拡大幹事会(総務担当幹事・100周年実行スタッフ幹事)
  - 第1回(27. 7.14 ホテル札幌ガーデンパレス)
  - 1) 平成27年度各事業実施状況報告について
  - 2) 北海道支部における継続について
  - 3) その他
- (12) 総務担当幹事会
  - 第1回(28.2.9 支部事務局)
  - 1) 平成27年度事業実施報告及び平成27年度収支決算見込み(案) について
  - 2) 平成28年度事業実施計画(案)及び平成28年度予算(案)について
  - 3) その他
- (13) 論文担当幹事会
  - 第1回(28.1.30 北海道大学)
  - 1) 平成28年度の開催場所及び日程について
  - 2) 次期幹事及び担当部門について

3) その他

第2回(28.2.9 メールによる会議)

1) 平成27年度優秀学生後援賞候補者の決定について

## (14) 講演担当幹事会

第1回(27.10.23 メールによる会議)

- 1) 土木の日の講演会について(11月18日)
- 2) その他

# (15)講習担当幹事会

第1回(27.11.16 メールによる会議)

- 1) 土木構造物のライフサイクルマネジネントに関する講習会について
- 2) その他

# (16) 見学担当幹事会

第1回(27.5.29 支部事務局)

- 1) 平成27年度見学事業計画について
- 2) 平成27年度親子見学会の実施について
- 3) イブニングシアターの実施について
- 4) その他

第2回(27.12.18 支部事務局)

- 1) イブニングシアターの実施について
- 2) その他

# (17) 広報担当幹事会

第1回(27.8.4 支部事務局)

- 1)「土木コレクション2015in札幌」の企画案について
- 2) 別途開催日(10月12, 13日) について
- 3) その他

第2回(27.8.27 支部事務局)

- 1)「土木コレクション2015in札幌」の企画案について
- 2) どぼくカフェとの同時開催の調整について
- 3) 期間中のスタッフについて
- 4) その他

# (18) 学生広報委員会議(広報担当幹事)

第1回(27.6.16 支部事務局)

- 1) 平成27年度VISIT (職場訪問)事業実施計画について ・日程、内容(学生広報委員としての活動)、役割分担
- 2) その他

第2回(28.2.16 清水建設第1会議室)

- 1) 平成27年度VIST事業活動報告について
- 2) その他

会議計:通常総会1回 商議員会3回 委員会8回 会計監査1回 全体幹事会2回 事業担当幹事会14回 その他1回

# 2 支部行事

(1) 講習会

第1回(支部主催土木学会 土木学会構造工学委員会共催)

1) 題 目:土木構造物のライフサイクルマネジメント

2) 開催日: 平成27年11月27日(金)

3)場所:かでる2.7 1060会議室

4) プログラム:

土木構造物のライフサイクルマネジメントに関する講習

13:15~13:20	開会の挨拶	東北大学	鈴木基行
13:20~13:30	LCM設立趣旨、報告書概要	日本大学	岩城一郎
13:30~15:40	WG報告		
	コンクリート構造WG報告	日本大学	岩城一郎
	鋼構造WG報告	宇都宮大学	中島章典
	複合構造WG報告	宇都宮大学	中島章典
	土構造・地震動WG	日本大学	中村 晋
	信頼性WG	東北大学	松崎 裕
15:40~15:55	休憩		
15:55~16:15	土木構造物の簡易な維持管理方法	日本大学	岩城一郎
16:15~16:55	土木構造物のライフサイクルマネジメント		
	にかんするガイドライン (案)	日本大学	中村 晋
16:55~17:00	閉会挨拶	日本大学	岩城一郎

# (2) 映画会

5) 参加人員:52名

北海道イブニングシアター(支部・土木技術映像映画委員会主催) 第1回(6回目) 後援:札幌市教育委員会、公益財団法人 札幌市生涯学習振興財団、公益社団 法人 日本技術士会北海道本部

- 1)テーマ 自然災害と土木
- 2) 開催日 平成28年1月25日(月)
- 3)場 所 わくわくホリデーホール (札幌市民ホール)
- 4) プログラム
- 18:30~18:35 開会挨拶
- 18:35~18:55 上映作品1 「水と戦った戦国の武将たち「信玄堤」のお話」
- 18:55~19:35 上映作品 2 「小貝川災害復旧記録」
- 19:35~20:10 説 明: 国土交通省北海道開発局事業振興部

防災課長 米津 仁司

- 20:10~20:25 質疑応答
- 20:25~20:30 閉会挨拶
- 5) 参加人数:62人

## (3) 年次技術研究発表会

- 1) 開催日:平成28年1月30日(土)~平成28年1月31日(日)
- 2)場 所:北海道大学工学部N棟
- 3)参加者:延人数 1,011名
- 4) 発表件数:207 件

# (4) 土木学会北海道支部選奨土木遺産見学会

- 第 1 回 (支部主催、日建連北海道支部共催、岩見沢市、三笠市、長沼町、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部 協力)
- 1)題 目:「空知の治水と橋の物語」
- 2) 開催日: 平成27年10月24日(土)
- 3) 見学場所: 夕張川新水路、岡山橋、舞鶴橋、錦坑の炭鉱遺産及び桂沢ダム関連 事業の橋梁新設工事
- 4)参加者:40名

### (5) VISIT(職場訪問)事業

各地区合同開催

- 1) 開催日: 平成27年8月21日(金)
- 2) 訪 問 先:望月寒川(北海道札幌建設管理部)、定山渓ダム(北海道開発局札 幌開発建設部)
- 3) 参加者:22名(北大1名、道科学大1名、北見工大5名、苫小牧高専7名 函館工専3名、室工大2名、社会人3名)

# (6) 札幌市生涯学習講座【市民カレッジ】

# (支部主催、(一社) 日本建設業連合会北海道支部共催)

講演 「水を運ぶ!橋架けプロジェクト〜第3のルートが札幌の水を救う〜」 コーディネーター

一般社団法人 北海道教育大学札幌校 准教授 今 尚之 講師 鹿島建設(株)北海道支店 佐藤 廣直

- 1) 開催日:平成27年11月7日(土)
- 2)場 所:札幌市生涯学習センター
- 3)参加者:29名

## 現場見学

- 1) 開催日: 平成27年11月7日(土)
- 2) 場 所: 豊平川水道水源水質保全水管橋新設工事
- 3) 参加者:29名

# (7) 支部継続事業(支部主催、共催)

- 土木コレクション2015in札幌 HANDS+EYESパネル展
- 1) 開催日: 平成27年10月12日(月)~13日(火)
- 2) 場 所: 札幌駅前通地下歩行空間北3条広場
- 3) 見学者: 300名
- 土木コレクション特別座談会
- 1) 開催日: 平成27年10月12日(月) 13:00~14:15
- 2) 場 所: 札幌駅前通地下歩行空間北3条広場
- 3) テーマ:「ドボクって素敵でしょ!」
- 4)講師: 九州大学大学院工学研究院 准教授 樋口 明彦 北海道教育大学札幌校 准教授 今 尚之 (一社)北海道開発技術センター 主任研究員 原口 征人 日本データーサービス(株) 水工第1部課長 石川 成昭
- 5)参加者:50名
- 土木コレクション2015in札幌
- 1) 開催日: 平成27年11月16日(月)~18日(水)
- 2)場 所:札幌駅前通地下歩行空間 1番出口北側スペース
- 3) 見学者:150名(推定)
- ●「どぼくカフェ」
  - 土木に関連する話題を発信し、土木の魅力について楽しく語り合おう。
- 1) 開催日: 平成27年10月12日(月)14:30~17:00

- 2) 場 所: 札幌駅前通地下歩行空間北3条広場
- 3) プログラム

第1部[話題提供]

① 開 会 14:30司 会 者 飯田 百合亜② 「インフラとスポーツ」A. BanK 北海道 曽田 雄志 「まちの移動を考える」NPO ポロクル 三上 貴史 「まちでまなぶ」土幌オオドリ大学 猪熊 梨恵

第2部 [トークセッション]

・コーディネーター: ●室蘭工業大学 准教授 有村 幹治

・パネリスト: ● A. BanK 北海道 曽田 雄志

● NPO ポロクル 三上 貴史

● 札幌オオドリ大学 猪熊 梨恵

③ 閉 会 17:00 司 会 者 飯田 百合亜

4) 参加者:85名

● 土木にまつわるDVD等の映像配信

1) 開催日: 平成27年11月16日(日)~18日(火)

2)場所:札幌駅前通地下歩行空間(憩いの空間)

3) 見学者:1,758名

● 若手技術者交流サロン(支部主催・土木学会北海道支部)

1) 日時 平成28年1月30日(土) 15:00~17:00

2) 場所 北海道大学

3) 次第

司 会 交流サロン担当幹事 山田 菊子

1. 開会

2. 挨拶 北海道支部長 小林 敏克

3. 実施要領説明 交流サロン担当幹事 山田 菊子

4. 情報提供(土木の世界で働くとは?)

5. ワークショップ

6. 結果の共有と総括

7. 閉会挨拶 北海道支部幹事長 北谷 啓幸

4)参加者:29名

● 学年PTA参加型授業「コンクリートのお医者さん」

1) 日 時: 平成28年1月29日(金) PM1:35~14:30

2)場 所:札幌市立和光小学校(札幌市北区北34条西7丁目3番2号)

3) 参加者:63名(児童61名、教員2名)

# (8)「土木の日」および「くらしと土木の週間」関連行事実施状況

日 時	行事の内容等	参加者	実施場所
7月30日	親子現場見学会	7 5 名	北海道横断自動車道 余市~小樽間建設工 事(小樽市) 、石狩湾新港発電所工 事、茨戸処理区下水道 工事
11月18日	選奨土木遺産認定書授与式・ 「土木の日」記念講演会 13:00~16:50 開会挨拶: 土木学会北海道支部 支部長 小林 敏克 Part1 土木の日記念講演会 講演1 講演テーマ:北海道にお ける水素エネルギー 社会の実現に向けて 講演:北海道大学大学院 工学究究院 教授 近久 武美	109名	ホテルガーデン パレス 札幌 2 F「孔雀」
	講演2 講演2 講演によって、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 神子のが、 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	109名	

地方事業			
1)			
北見地方事業			
8月 1日	①「おもしろ科学実験」(後 援)	450名	北見工業大学
10月18日	② P R イベント・現場見学 会(市民対象)(共催)	700名 21名	北見芸文ホール 近隣工事現場
11月10日 25、26日	③映画会(高校生対象)(共 催)	66名	北見工業高校
11月18日 ~24日	④書道展(小中学生対象) (共催)	応募83点	NHK 北見放送局 北見工業大学
2) 苫小牧地方事業 7月25日 ~26日	①体験学習(共催)	232名	苫小牧工業高等 専門学校
8月 8日	②市民のための見学会(共催)	3 7名	日高自動車道
10月17日 ~18日	③土木に関する展示(共 催)	1727名	苫小牧工業高等 専門学校
11月28日	④科学実験教室(共催)	352名	苫小牧市(イオ ン)
3)			,
室蘭地方事業			
8月30日	①オープンラボ in 伊達(共 催)	300名	伊達市防災セン ター
9月19日	②オープンラボ in 室蘭(共 催)	200名	室蘭工業大学
10月10日	③河川環境学習体験フェス タ 2015(共催)	200名	室蘭市内川
11月21日	④トラスコンテスト in 室蘭 (共催)	75名	室蘭工業大学
11月27日	⑤エコツアー2015(共 催)	20名	P C B 情報セン ター、室蘭市日 本製鋼所
4)			1 · 4×401//1
函館地方事業			
8月 8日	①体験学習会(共催)	25名	函館工業高等学
~9日	(A) [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [		校
10月17日	②土木技術体験講座		函館工業高等専
~18日	土木技術紹介+「ドボクク イズ」(共催)	約400名	門学校
11月14日	③橋を作ってみよう(共催)	18名	函館工業高等専門学校

# (9) 刊行物出版

1) 論文報告集第72号(CD-ROM)

①発 行:平成28年1月

②発行枚数:270枚

(平成27年度年次技術研究発表会プログラム 400冊)

事業計:講習会1回 映画会 1回

技術研究発表会1回 選奨土木遺産見学会1回 VISIT (職場訪問)事業1地区 札幌市生涯学習講座1回 土木の日行事(見学会1回 選奨土木遺産認定書授与式1回 記念講演会1回 地方事業4地区)

支部継続事業7回 刊行物出版1回

# 3 広報活動

- (1) ホームページの更新
- (2) メールマガジンの配信

# 4 シビルネット活動

- ①シビルネット(北海道選奨土木遺産)カードの作成
  - ・平成26年度の選奨土木遺産2種のカード作成完了
- ②SNS シビルネット北海道(Face Book)を利用した広報活動
  - ・WEBサイトの管理・運営(業務委託)
  - ・支部幹事、会員からの投稿促進、連携他機関との情報共有及び投稿推進

単位:円

	1			平成27年度決算事業別內訳													単位:「			
収支科目	H27年度決算	H27年度予算	差異	公益目的事業										<b>主如内如形</b> 月						
以 义 竹 日	1	2	1)-(2)		調査研究事業			公2】講演会等事業			3】表彰・助成事業		-l-tn-'	【公5】広報·啓				益目的事業	法人会計	支部内部取引 消去
				調査研究事業 公	益受注事業	小計	行事事業53%	全国大会事業	小計	表彰事業47%	地域貢献事業	小計	広報啓発事業	土木の日事業 創	立記念事業	小計	共通	合計		1172
I.事業活動収支の部	0	0	0			0			0			0				0		0		
1. 特定資産運用収入 2. 会費収入	( 1,775,000 )	( 1,760,000 )	( 15,000 )	( 0)(	0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)(	0)(	0)	( 0)	( 0)(	0)	( 0)	( 1,775,000 ) (	1,775,000 )	( 0)	
(1) 個人	0	0	0			0	( 0)	( )	0		0 / (	0	( 0)		0 )	0	( 1,775,000 )	1,775,000 )	( 0)	
(2) 法人	1,775,000	1,760,000	15,000			0			0			0				0	1,775,000	1,775,000		
3. 事業収入	( 1,695,450 )	( 1,720,000 )	( \( \Delta 24,550 \)	( 0)(	0)	( 0 )	( 1,695,450 )	( 0)	( 1,695,450 )	( 0)(	0)(	0)	( 0)	( 0)(	0)	( 0)		1,695,450 )	( 0)	
(1) 広告収入	0	0	0			0			0			0				0		0		
(2) 行事収入	1,695,450	1,720,000	Δ 24,550			0	1,695,450		1,695,450			0				0		1,695,450		
(3) 受注研究収入	0	0	0			0			0			0				0		0		
4. 補助金等収入	0	0	0			0			0			0				0		0		
5. 負担金収入	3,996,064	4,000,000	Δ 3,936			0			0			0		450,000		0		0	3,996,064	
6. 寄付金収入 7. 雑収入	450,000 ( 362,824 )	450,000 ( 353,000 )	0 ( 9,824 )	( 0)(	0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)(	0)(	0 )	( 0)	450,000	0)	450,000 ( 0 )	( 0)(	450,000 0 )	( 362,824 )	
(1) 受取利息	5,824	3,000	2,824		0 )	0	( 0)	( 0)	0		0)[(	. 0)	( 0)		0 )	0		0	5,824	
(2) 雑収入	357.000	350,000	7.000			0			0			0				0		0	357,000	
8. 繰入金収入	( 11,667,000 )	( 11,735,000 )	( Δ 68,000 )	( 0)(	0)	( 0)	( 4,602,274 )	( 0)	(4,602,274)	( 4,081,261 ) (	0)(	4,081,261 )	( 860,000 )	( 750,000 ) (	0)	( 1,610,000 )	( 0)(	10,293,535 )	( 10,057,000 )	( Δ 8,683,535
(1) 本部会計繰入金収入	11,667,000	11,735,000	Δ 68,000			0			0			0	860,000	750,000		1,610,000		1,610,000	10,057,000	
(2) 他会計繰入金収入	0	0	0			0	4,602,274		4,602,274	4,081,261		4,081,261				0		8,683,535		Δ 8,683,535
事業活動収入計 (A)	19,946,338	20,018,000	Δ 71,662	0	0	0	6,297,724	0	6,297,724	4,081,261	0	4,081,261	860,000	1,200,000	0	2,060,000	1,775,000	14,213,985	14,415,888	Δ 8,683,535
1. 事業費	( 10,982,882 )	( 12,484,000 )	( Δ1,501,118)	( 0)(	0)	( 0)	( 7,483,683 )	( 0)	( 7,483,683 )	( 929,192 )	125,225 ) (	1,054,417 )	( 856,477 )	( 1,588,305 ) (	0)	, , , , , ,	( 0)(	10,982,882 )	( 0)	
(1) 行事費	1,167,289	2,190,000	Δ 1,022,711			0	1,042,064		1,042,064		125,225	125,225		]		0		1,167,289	-	
(2) 調査研究費	0	0	70.102			0			0	020 102		020.102		]		0		0 102	-	
(3) 表彰費 (4) 受注研究費	929,192 0	850,000 0	79,192 0			0			0	929,192		929,192 0		]		0		929,192 0	-	
(4) 受任研究質 (5) 研究等助成費	0	0	0			0			0			0				0		0	_	
(6) 委員会費	0	0	0			0			0			0				0		0	_	
(7) 広報費	260,000	350,000	Δ 90,000			0			0			0	260,000	]		260,000		260,000	-	
(8) 支部活動活性化費	596,477	600,000	Δ 3,523										596,477			596,477		596,477		
(9) 全国大会事業費	0	0	0			0			0			0				0		0	-	
(10) 土木の日事業費	872,568	1,020,000	Δ 147,432			0			0			0		872,568		872,568		872,568	-	
(11) 事業管理費	( 7,157,356 )	( 7,474,000 )	( Δ 316,644 )	( 0)	0)(	( 0 )	( 6,441,619 )	( 0)	6,441,619 )	( 0)	0)(	0)	( 0)	( 715,737 ) (	0)	( 715,737 )	( 0)	7,157,356 )	( 0)	
<ul><li>① 給料手当</li></ul>	4,154,217	4,176,000	Δ 21,783	0	0	0	3,738,795	0	3,738,795	0	0	0	0	415,422	0	415,422	0	4,154,217	-	
②臨時雇人給	0	8,000	Δ 8,000 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
<ul><li>③ 退職掛金</li><li>④ 法定福利費</li></ul>	704,461	712,000	Δ 7,539	0	0	0	634,015	0	634,015	0	0	0	0	70,446	0	70,446	0	704,461	-	
⑤ 福利厚生費	12,000	12,000	Δ 7,539	0	0	0	10,800	0	10,800	0	0	0	0	1,200	0	1,200	0	12,000	_	
⑥ 備品消耗品費	141,214	146,000	Δ 4,786	0	0	0	127,092	0	127,092	0	0	0	0	14,122	0	14,122	0	141,214	_	
⑦ 発送通信費	99,170	188,000	Δ 88,830	0	0	0	89,253	0	89,253	0	0	0	0	9,917	0	9,917	0	99,170	-	
⑧ 水道光熱費	355,453	367,000	Δ 11,547	0	0	0	319,908	0	319,908	0	0	0	0	35,545	0	35,545	0	355,453	-	
⑨ 賃借料	1,195,200	1,179,000	16,200	0	0	0	1,075,680	0	1,075,680	0	0	0	0	119,520	0	119,520	0	1,195,200	-	
⑩ 施設維持費	13,608	20,000	Δ 6,392	0	0	0	12,247	0	12,247	0	0	0	0	1,361	0	1,361	0	13,608	-	
① 会議費	328,046	363,000	Δ 34,954	0	0	0	295,241	0	295,241	0	0	0	0	32,805	0	32,805	0	328,046	-	
⑫ 謝金・賞金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
③ 涉外費	0 0	6,000	Δ 6,000 0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
④ 広報宣伝費 ⑤ 租税公課	10,000	10,000	0	0	0	0	9,000	0	9,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0	10,000	-	
⑥ 旅費交通費	76,614	203,000	Δ 126,386	0	0	0	68,952	0	68,952	0	0	0	0	7,662	0	7,662	0	76,614	_	
① 手数料	18,100	20,000	Δ 1,900	0	0	0	16,290	0	16,290	0	0	0	0	1,810	0	1,810	0	18,100	_	
® 事務OA化費	42,001	48,000	Δ 5,999	0	0	0	37,801	0	37,801	0	0	0	0	4,200	0	4,200	0	42,001	-	
⑨ 雑費	7,272	16,000	Δ 8,728	0	0	0	6,545	0	6,545	0	0	0	0	727	0	727	0	7,272	-	
2. 管理費	( 7,157,353 )	( 7,460,000 )	( Δ 302,647 )	( 0)(	0)(	( 0 )	( 0)	( 0)	0)	( 0)(	0)(	0)	( 0)	( 0)(	0)	( 0)	( 0)(	0)	( 7,157,353 )	
(1) 給料手当	4,154,216	4,177,000	Δ 22,784	- ]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,154,216	
(2) 臨時雇人給	0	8,000	Δ 8,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- [	-	0	
(3) 退職掛金	0	700,000	0	- ]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- [	-	0	
(4) 法定福利費 (5) 短利原化费	704,461	708,000	Δ 3,539	- ]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	·	-	-	- [	-	704,461	
(5) 福利厚生費 (6) 備品消耗品費	12,000 141,212	12,000 144,000	0 Δ 2,788	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	- [	-	12,000 141,212	
(7) 発送通信費	99,170	186,000	Δ 2,788 Δ 86,830		-	-	_	-	-	_ [	- [	-	-		-	-			99,170	
(8) 水道光熱費	355,454	366,000	Δ 80,830 Δ 10,546			-		[	-			-	-	[	[ ]	-			355,454	
(9) 賃借料	1,195,200	1,179,000	16,200	_	-	-		_	_	_ [	_	_	_	_	_	_	_ [	-	1,195,200	
(10) 施設維持費	13,608	21,000	Δ 7,392	_ ]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	13,608	
(11) 会議費	328,046	361,000	Δ 32,954	- ]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	328,046	
(12) 謝金•賞金	0	0	0	- ]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
(13) 渉外費	0	4,000	Δ 4,000	- ]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
(14) 広報宣伝費	0	0	0	- ]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
(15) 租税公課	10,000	10,000	0	- ]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- [	-	10,000	
(16) 旅費交通費	76,611	201,000	Δ 124,389	- ]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- [	-	76,611	
(17) 手数料 (18) 東致OA/レ弗	18,101	20,000	Δ 1,899	- ]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	·	-	-	- [	-	18,101	
(18) 事務OA化費 (19) 雑費	42,001 7,273	49,000 14,000	Δ 6,999 Δ 6,727		-	-	-		-	_ [	- [	-	-		-	-		-	42,001 7,273	
(19) 雜質(20) 退職金	1,2/3	14,000	Δ 6,/2/		-	-	_	[	-	_ [	- [	-	-		-	-			1,2/3	
3. 繰入金支出	( 0)		_	( 0)(	0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0 )	( 0)(	0)(	0)		( 0)(	0)		( 1,775,000 ) (	1,775,000 )	( 6,908,535 )	( Δ 8,683,53
(1) 他会計繰入金支出	0	) 0	0		0 ,	0	ì	j` "/	0	` "	"	0	<u> </u>	[` "](	0 )	0	1,775,000	1,775,000	6,908,535	Δ 8,683,53
事業活動支出計 (B)	18,140,235	19,944,000	Δ 1,803,765	0	0	0	7,483,683	0	7,483,683	929,192	125,225	1,054,417	856,477	1,588,305	0	2,444,782	1,775,000	12,757,882	14,065,888	Δ 8,683,53
事業活動収支差額 (C) = (A)-(B)	1,806,103	74,000	1,732,103	0	0	0	Δ 1,185,959	0	Δ 1,185,959	3,152,069	Δ 125,225	3,026,844	3,523	Δ 388,305	0	Δ 384,782	0	1,456,103	350,000	(

											1 ,,,-	7年度決算事	業別内訳							単位:
収 支 科 目	H27年度決算	H27年度予算	差異								公益目的事									支部内部取引
W X II F	(1)	2	1-2		公1】調査研究事			公2】講演会等事			公3】表彰·助成事				B·啓発事業		公益目的事業		法人会計	消去
				調査研究事業	公益受注事業	小計	行事事業	全国大会事業	小計	表彰事業	地域貢献事業	小計	広報啓発事業	土木の日事業	創立記念事業	小計	共通	合計		
Ⅱ. 投資活動収支の部																				
1. 特定預金取崩収入	( 125,225 )	( 400,000 )	( △ 274,775 )	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 125,225 )	( 125,225 )	( 0)	( 0 )	( 0)	( 0)		( 125,225 )	0)	
(1) 退職給付引当預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		
(2) 減価償却引当預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		
(3) 支部運営積立預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
(4) 支部記念事業積立預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0		0	-	
(5) 支部大会積立預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
(6) 災害対応預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
(7) 地域貢献資金取崩収入	125,225	400,000	△ 274,775	-	-	-	-	-	-	-	125,225	125,225	-	-	-	-		125,225	-	
投資活動収入計 (D)	125,225	400,000	Δ 274,775	0	0	0	0	0	0	0	125,225	125,225	0	0	0	0		125,225	0	
1. 固定資産取得支出	0	0	0																	
2. 特定預金積立支出	( 1,931,328 )	( 1,200,000 )	( 731,328 )	( 0)	( 0)	( 0)	( 315,000)	( 0)	( 315,000)	( 0)	( 731,328 )	( 731,328 )	( 0)	( 35,000 )	( 500,000 )	( 535,000 )	( 0)	( 1,581,328 )	( 350,000 )	
(1) 退職給付引当預金支出	700,000	700,000	0	0	0	0	315,000	0	315,000	0	0	0	0	35,000	0	35,000	0	350,000	350,000	
(2) 減価償却引当預金支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 支部運営積立預金支出	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	
(4) 支部記念事業積立預金支出	500,000	500,000	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	500,000	500,000	-	500,000	-	
(5) 支部大会積立預金支出	0	0	0	-		0		-	0	-		0	-	-	-	0	-	0	-	
(6) 災害対応積立預金支出	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	
(7) 地域貢献資金支出	731,328	0	731,328	-	-	0	-	-	0	-	731,328	731,328	-	-	-	0	-	731,328	-	
投資活動支出計 (E)	1,931,328	1,200,000	731,328	0	0	0	315,000	0	315,000	0	731,328	731,328	0	35,000	500,000	535,000	0	1,581,328	350,000	
投資活動収支差額 $(F) = (D) - (E)$	Δ 1,806,103	Δ 800,000	Δ 1,006,103	0	0	0	Δ 315,000	0	△ 315,000	0	Δ 606,103	Δ 606,103	0	Δ 35,000	Δ 500,000	Δ 535,000	0	Δ 1,456,103	Δ 350,000	
当期収入合計(G)=(A)+(D)	20,071,563	20,418,000	Δ 346,437	0	0	0	6,297,724	0	6,297,724	4,081,261	125,225	4,206,486	860,000	1,200,000	0	2,060,000	1,775,000	14,339,210	14,415,888	Δ 8,683,535
当期支出合計(H)=(B)+(E)	20,071,563	21,144,000	Δ 1,072,437	0	0	0	7,798,683	0	7,798,683	929,192	856,553	1,785,745	856,477	1,623,305	500,000	2,979,782	1,775,000	14,339,210	14,415,888	△ 8,683,535
当期収支差額(I)=(G)-(H)	0	Δ 726,000	726,000	0	0	0	Δ 1,500,959	0	Δ 1,500,959	3,152,069	Δ 731,328	2,420,741	3,523	Δ 423,305	Δ 500,000	Δ 919,782	0	0	0	0
前期繰越収支差額(J)	11,458,728	11,458,728	0	Δ 1,088,585	0	Δ 1,088,585	Δ 11,695,138	89	Δ 11,695,049	Δ 5,050,115	Δ 606,103	Δ 5,656,218	Δ 96,477	1,494,111	Δ 2,500,000	Δ 1,102,366	11,460,842	Δ 8,081,376	19,540,104	
次期繰越収支差額 (I)+(J)	11,458,728	10,732,728	726,000	Δ 1,088,585	0	Δ 1,088,585	Δ 13,196,097	89	Δ 13,196,008	Δ 1,898,046	Δ 1,337,431	Δ 3,235,477	Δ 92,954	1,070,806	Δ 3,000,000	Δ 2,022,148	11,460,842	Δ 8,081,376	19,540,104	0

# **貸借対照表** 平成28年 3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	11, 486, 459	11, 541, 515	-55, 056
	20, 119	44, 015	-23, 896
普 诵 預 金	8, 241, 051	9, 271, 425	-1, 030, 374
普     通     預       定     期     預	6, 806	3, 315	3, 491
現     金       普     通     預     金       定     期     預     金       郵     便     振     替	3, 218, 483	2, 222, 760	995, 723
前払金	80, 934	26, 460	54, 474
流動資産合計	11, 567, 393	11, 567, 975	-582
2. 固定資産	, ,	, ,	
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	7, 299, 868	6, 599, 868	700, 000
地 域 貢 献 資 金	1, 387, 674	781, 571	606, 103
退 職 給 付 引 当 預 金 地 域 貢 献 資 金 支部創立記 念 事 業 積 立 預 金	5, 129, 018	4, 629, 018	500, 000
特定資産合計	13, 816, 560	12, 010, 457	1, 806, 103
(3) その他固定資産		, ,	
敷 金	428, 190	428, 190	0
その他固定資産合計	428, 190	428, 190	0
固定資産合計	14, 244, 750	12, 438, 647	1, 806, 103
資産合計	25, 812, 143	24, 006, 622	1, 805, 521
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	76, 809	81, 011	-4, 202
未 払 金 預 り 金	31, 856	28, 236	3, 620
流動負債合計	108, 665	109, 247	-582
2. 固定負債	·	·	
退職給付引当金	7, 299, 868	6, 599, 868	700, 000
固定負債合計	7, 299, 868	6, 599, 868	700, 000
負債合計	7, 408, 533	6, 709, 115	699, 418
Ⅲ 正味財産の部			·
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	381, 571	781, 571	-400, 000
2. 一般正味財産	18, 022, 039	16, 515, 936	1, 506, 103
正味財産合計	18, 403, 610	17, 297, 507	1, 106, 103
負債及び正味財産合計	25, 812, 143	24, 006, 622	1, 805, 521

平成28年3月30日

# 公益社団法人土木学会北海道支部 支部長 小林 敏克 様

公益社団法人土木学会北海道支部

監查役 山田 秀平

# 監查報告書

平成27年度土木学会北海道支部一般会計について、関係書類の内容を監査した 結果、適正に処理されていることを認めます。

平成28年4月4日

# 公益社団法人土木学会北海道支部 支部長 小林 敏克 様

公益社団法人土木学会北海道支部

監查役 上田 裕章

# 監查報告書

平成27年度土木学会北海道支部一般会計について、関係書類の内容を監査した 結果、適正に処理されていることを認めます。

# 議案 4

# 平成28年度土木学会北海道支部役員改選(案)

※( )は任期途中交代の前任者

支部長・副支部長 任期(28.5~29.4)

支 部 長 清水 康行 北海道大学大学院工学研究院教授

副支部長 古谷 惠一 北海道電力(株)上席執行役員土木部長

"本田幸一国土交通省北海道開発局長

商議員 任期(27.5~29.4)

斉藤 義浩 鹿島建設(株)北海道支店土木部長

市橋 俊夫 大成建設(株)札幌支店営業部部長

中谷 了 東日本高速道路(株)北海道支社技術部部長

工藤 正彦 北海道電力(株)電源開発グループ リーダー

◎菅原登志也 (株) ドーコン交通事業本部構造部上席技師長

○横田 弘 北海道大学大学院工学研究院教授

杉山 隆文 北海道大学大学院工学研究院教授

髙野 伸栄 北海道大学公共政策大学院教授

木村 克俊 室蘭工業大学大学院工学研究科教授

澤村 秀治 函舘工業高等専門学校社会基盤工学科教授

〇石田 悦一 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部長

橋本 幸 国土交通省北海道開発局建設部道路建設課長

(熊谷 政行 国土交通省北海道開発局建設部道路建設課長)

村上 昌仁 国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課長

(和田 忠幸 国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課長)

宮下 忠昭 北海道建設部土木局道路課長

(田中 洋海 北海道建設部土木局河川砂防課砂防災害担当課長)

金子 裕之 北海道建設部建設政策局維持管理防災課長

(有澤 貴博 北海道建設部まちづくり局都市環境課長)

◎高松 康廣 札幌市下水道河川局長

船木 淳吾 土木研究所寒地土木研究所寒地水圏研究グループ長

(浜本 聡 十木研究所寒地十木研究所寒地水圏研究グループ長)

西本 聡 土木研究所寒地土木研究所寒地基礎技術研究グループ長

#### 商議員 任期(28.5~30.4)

大貫 浩幸 清水建設(株)北海道支店副支店長

大木 康裕 飛島建設(株)札幌支店土木グループ土木部長

松浦 正典 北海道電力(株)土木部土木企画グループリーダー

◎綱嶋 和彦 北海道旅客鉄道(株)鉄道事業本部工務部工事課グループ長

太田 祐司 (株)ドーコン 取締役

熊谷 守晃 日本高圧コンクリート(株) PC事業部 取締役

徳長 政光 こぶし建設(株)代表取締役副社長

清水 康行 北海道大学大学院工学研究院教授

石川 達也 北海道大学大学院工学研究院教授

◎☆中津川 誠 室蘭工業大学院工学研究科くらし環境系領域教授

渡邊 康玄 北見工業大学工学部社会環境工学科教授

山崎 真一 国土交通省北海道開発局建設部河川工事課長

◎小林 敏克 北海道建設部技監

清水 英征 札幌市南区土木部長

都築 保勇 鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部

北海道新幹線建設局次長

柳屋 圭吾 宮坂建設工業(株)執行役員副社長

○印は理事を兼ねる。

☆印は役員候補者選考委員会素案作成部会委員を兼ねる。

◎印は役員候補者選考委員会委員を兼ねる。

監 査 役 任期(27.5~29.4)

上田 裕章 国土交通省北海道開発局港湾空港部港湾建設課港湾保安保全推進官

監 査 役 任期(28.5~30.4)

芳賀 康博 (株) 大林組札幌支店営業部長

幹事長・副幹事長 任期(28.5~29.4)

幹 事 長 山田 朋人 北海道大学大学院工学研究院准教授

副幹事長 松浦 正典 北海道電力(株)土木部土木企画グループリーダー

幹 事 任期(27.5~29.4)

佐藤 廣直 鹿島建設(株)北海道支店土木部工事工務グループ

二階堂直樹 大成建設(株)札幌支店土木営業部

佐々木広輝 五洋建設(株)札幌支店営業部

(金子 潤一 五洋建設(株)札幌支店営業部)

大村 宣明 (株) ドーコン水工事業本部河川部

小林 一人 (株) 構研エンジニアリング防災施設部

田中 岳 北海道大学大学院工学研究院

(橋本 勝文 北海道大学大学院工学研究院)

磯部 公一 北海道大学大学院工学研究院

▲有村 幹治 室蘭工業大学大学院工学研究科

川口 貴之 北見工業大学工学部社会環境工学科

原口 征人 一社) 北海道開発技術センター

(今 尚之 北海道教育大学教育学部札幌校)

小幡 卓司 北海学園大学工学部社会環境工学科

橋本 忠幸 北海道開発局建設部道路建設課

(葛西 敏行 北海道開発局建設部道路建設課)

宇佐見 広 北海道建設部建設政策局維持管理防災課

(斉藤 伸也 北海道建設部土木局河川砂防課)

佐竹 利人 北海道建設部土木局道路課

(松田 哲夫 北海道建設部土木局河川砂防課)

茂木 秀則 札幌市建設局十木部雪対策室計画課

矢野 伸弥 札幌市建設局総務部道路管理課

飯田百合亜 岩田地崎建設土木本店技術部

(原口 征人 一社) 北海道開発技術センター)

▲山田 菊子 東京工業大学理工学研究科(朝倉研究室)

▲田口 伸吾 (株)大林組北電石狩JV工事事務所

▲早野 亮 (株)ドーコン交通事業本部交通部

▲猪子敬之介 札幌市水道局給水部計画課

▲大井 元揮 一社) 北海道開発技術センター

▲木本 光則 (株)ドーコン交通事業本部交通部

▲岩田 圭佑 土木研究所寒地土木研究所地域景観ユニットチーム

任期(28.5~29.4)

△北谷 啓幸 北海道建設部十木局河川砂防課

#### ▲印は北海道支部活性化WG担当幹事

△印は北海道支部活性化WG担当幹事(前任幹事長枠~任期1年)

## 幹 事 任期(28.5~30.4)

角尾 崇 大成ロテック (株) 北海道支社技術室

小松 正宏 東日本高速道路(株)北海道支社技術部技術企画課

立田 泰輔 北海道電力(株)土木部土木エンジニアリンググループ

齊藤 晃 北海道旅客鉄道(株)鉄道事業本部工務部工事課

ヘンリーマイケル 北海道大学大学院工学研究院

石井 一英 北海道大学大学院工学研究院

浅田 拓海 室蘭工業学大学院工学研究科

井田 直人 北海道科学大学工学部都市環境学科

上浦 正樹 北海学園大学工学部社会環境工学科

定木 紳 清水建設(株)北海道支店土木技術部

松尾 優子 苫小牧工業高等専門学校環境都市工学科

永家 忠司 函館工業高等専門学校社会基盤工学科

高橋 賢司 北海道開発局建設部河川計画課

佐伯 伸基 北海道建設部まちづくり局都市環境課

前田 俊一 土木研究所寒地土木研究所寒地水圏研究グループ寒地河川チーム 高橋 尚人 土木研究所寒地土木研究所寒地道路研究グループ寒地交通チーム

# 土木学会北海道支部 災害緊急対応規則の一部改正(案)

(平成20年4月24日制定)

(平成23年4月1日一部改正)

(平成28年 4月1日一部改正)

(総則)

第1条 この規則は、北海道地域において重大なる災害(以下、重大災害 という)が発生 した場合の土木学会北海道支部の緊急対応に関する事項を定めるものである。

### (組織)

- 第2条 支部長は、不時の災害発生に備えて支部規程第11条の規程に基づき「災害緊急対応委員会」(以下、委員会という)を設置しなければならない。
  - 2. 委員会の構成は、次の通りとする。
    - (1) 委員長(支部長兼務)
    - (2) 副委員長
    - (3) 委員(数名)
  - 3. 委員は、北海道支部会員の中から支部長が指名し委嘱する。
  - 4. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
  - 5. 委員会は委員長が招集する。
  - 6. 委員長に事故があった場合または委員長としての職務の執行が極めて困難な場合 には、副委員長がその職務を代行する。

### (災害緊急対応委員会の職務)

- 第3条 委員会は次の職務を行う。
  - 1. 重大災害発生時における災害緊急調査団(以下、調査団という)派遣等の緊急対応に関する事項の決定。
  - 2. 重大災害の発生に備えて事前に調査団員候補者リストを作成する。
  - 3. 調査団長及び調査員の委嘱並びに調査対象関係機関への調査団受け入れ及び調査 に対する協力の要請を行う。
  - 4. 前項に規定する調査団長及び調査員の委嘱は、規則第 5 条 1 項に規定する要請を もって委嘱とみなす。
  - 5. その他、委員長が必要と認めた事項

### (災害緊急調査団派遣の決定)

第4条 委員会は、重大災害発生後、直ちに調査団を派遣すべきか否かを決定する。ただし、

緊急性が高い場合には、委員会委員の発議により委員長が派遣を決定できるものとする。この場合には事前若しくは事後に可及的速やかに委員会の承認を得なければならない。

#### (調査団の構成及び結成)

- 第5条 委員会は、第3条第2項に基づき事前に作成された調査団員候補者リストの中から団長を選任し、調査団長就任を要請する。委員会は、調査団長と連絡を密に取りながら調査員候補者リストの中から調査団員を選任し、調査団への参加を要請する。
  - 2. 前項の記載にかかわらず、調査団長が必要と認める場合には委員会と協議の上、調査員候補者以外にも災害発生地に関連する支部会員等を調査員に指名出来るものとする。

## (調査団の派遣期間)

第6条 調査団の派遣期間は原則として5日以内とする。

ただし、災害規模や学術的資料収集上、調査日数の延期が必要と調査団長が判断した場合は、その旨を委員長に具申して承認を得た場合に限り、派遣期間の延長をすることが出来る。

#### (費用)

第7条 調査団の派遣に係わる費用は、原則として<u>土木学会北海道支部地域貢献資金から</u> 支出する。

#### 附則

- 1. この規則に記載のないものについては、別に定める災害緊急対応規則内規によるものとする。
- 2. この規則の改正は、商議員会の議決を得て、総会の承認を得なければならない。
- 3. この規則は、平成20年4月24日から実施する。

#### 附則

この変更規則は土木学会北海道支部規程改正の日(平成 23 年 4 月 1 日)から施行する。

#### 附則

この変更規則は土木学会北海道支部規程改正の日(平成 28 年 4 月 1 日)から施行する。

# 土木学会北海道支部 災害緊急対応規則内規(案)

(平成 20 年 6 月 19 日制定) (平成 28 年 4 月 1 日一部改正)

- 第1条 この内規は、土木学会北海道支部災害緊急対応規則(以下、支部規則という)の実施に関する事項を定める。
  - 2. 支部規則および本内規でいう、災害緊急調査団(以下、調査団という)は、北海道内において重大なる災害(以下、重大災害という)が発生した場合、緊急にその被災状況を把握し、事後の災害対策に資する資料の収集及び関係機関に対して学術的助言等の活動を行う事を目的とする。

# (重大災害の定義)

- 第2条 支部規則第1条の「重大災害」とは、次に定める各号の一に該当するものをいう。
  - 1) 社会基盤施設に甚大な被害が発生した自然災害
  - 2) 多数の死傷者が発生した自然災害
  - 3) 被害の程度は甚大ではないが、学術的見地から緊急調査が必要と判断される自然災害
  - 4) 被害の内容が、前各号の一に相当すると認められる社会基盤施設に関する災害や事故

# (災害緊急対応委員会の組織)

- 第3条 支部規則第2条の「災害緊急対応委員会」(以下、委員会という) は、以下によって構成 する。
  - 2. 委員会の構成は、次の通りとする。
    - 1) 委員長 1名(支部長兼務)
    - 2) 副委員長 1名
    - 3) 委員 (数名)
  - 3. 委員は、北海道支部会員の中から支部長が指名し委嘱する。ただし、北海道支部幹事長を含むものとする。
  - 4. 副委員長は、委員の互選により選出する。
  - 5. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、支部長および支部幹事長については支 部役員の任期間とする。
  - 6. 委員会は委員長が招集する。
  - 7. 委員長に事故があった場合または委員長としての職務の執行が極めて困難な場合には、副委員長がその職務を代行する。
  - 8. 事務局は、支部事務局とする。

### (災害緊急対応委員会の職務)

- 第4条 委員会は、次の職務を行う。
  - 1. 調査団派遣の決定

- (1)委員会は、重大災害発生後、直ちに調査団を派遣すべきか否かを決定する。ただし、 緊急性が高い場合には、委員会委員の発議により委員長が派遣を決定できるものとす る。この場合には事前若しくは事後に可及的速やかに委員会の承認を得なければなら ない。
- (2)委員会の承認は、過半数の委員の賛成をもって行う。
- 2. 調査団員候補者リストの作成
  - (1) 土木学会北海道支部会員の中から、災害区分毎に、調査団員候補者リストを作成する。ただし、調査団員候補者リストへの掲載には本人の承諾を必要とする。
  - (2)調査団員候補者リストを作成する災害は次のとおりとする。
    - (ア) 地震動
    - (イ)構造
    - (ウ) 地盤
    - (工)津波
    - (t)洪水·風水害
    - (カ)地すべり・岩盤崩壊
  - (3)調査員候補者リストは、原則として、2年ごとに見直すこととする。
- 3. 調査団の編成及び結成
  - (1)委員会は、調査員侯補者リストの中から調査団長を選任し、緊急連絡を取って調査団長就任を要請し委嘱する。
  - (2) 委員会は、指名した調査団長と連絡を密に取りながら、災害の発生地域、災害規模、 学術的見地上の重要性等を勘案のうえ、原則として調査員候補者リストの中から調 査員を選任し、調査団への参加を要請し委嘱する。
  - (3)調査員の人数は、災害の規模などに応じ、委員長と調査団長の協議によりその都度 定める。
  - (4)委員会は、調査の緊急性、調査対象地域の特性の周知等を勘案して調査団長が必要と認める場合には、調査員候補者リスト以外の支部会員等を指名することもできる。
  - (5)調査団長は基礎的資料収集のために、必要に応じて若干名の調査補助員を選任して調査団への参加を要請することができる。調査補助員とは調査団員の職務を補助する者である。
- 4. 調査団との対応

委員長は、調査団からの報告を受けて調査期間の延長等、調査に関する事項についての決定および指示を行う。

- 5. 他機関との対応
  - (1)委員会は、現地調査に先立ち、調査対象関係機関への調査団受け入れおよび調査に 対する協力の要請を行うとともに、必要に応じては調査対象機関の事前了解を得る など調査の実施に係る事項について密接に連絡をとる。
  - (2)委員会は、調査団長と密接に連絡をとりつつ、他の学協会および団体が派遣する調査団との連絡、調整ならびに協力を行う。

#### (調査団の職務)

第5条 調査団(以後、調査団長を含む)は、災害に対して高度な専門知識を有する土木学会員と

して、社会に対する土木学会の責務および技術者としての倫理観を深く自覚し、次の各号の職務を遂行しなければならない。

- (1)調査団長の指示に基づき速やかに被災現地に赴き、事後の災害対策に資する資料の収集および関係機関に対して技術的助言等の活動を行う事を目的として、調査活動に精励しなければならない。
- (2)調査団員は、自己の責任において所属先に必要な出張手続き等を取った上で調査団に参加するものとする。
- (3)調査団員は、自己の責任において危険回避の責務を負うものとする。
- (4) 調査団員は、土木学会会員証、名札(もしくは腕章)、ヘルメットを携行しなければ ならない。
- (5)調査団員は、災害現地での調査活動に際しては、土木学会としての中立性の堅持に最大限の努力を払うものとする。
- (6) 緊急調査結果を報道機関に提供あるいは発表する際には、調査団長が調査団を代表して行い、委員長に事前に報告する。この場合、土木学会としての中立性を堅持するとともに、土木学会調査団としてのモラルと責務を十分認識し、技術的に最新の情報を科学的根拠に基づいて客観的に提供する。
- (7)調査団が、調査箇所を所管する機関から対策等についての相談を受けた場合には、 調査結果から得た技術的判断に基づき、調査団長が調査団員の意見等を取りまとめ た上で、適切なる助言を行う。この場合、その内容を委員長に事後報告しなければ ならない。
- (8) 調査団長は、現地調査終了後、緊急調査結果をできるだけ速やかにとりまとめて委員会に提出しなければならない。

### (調査団の派遣日数)

第6条 調査団の派遣日数は原則として5日以内とする。ただし、災害規模や学術的資料収集上、 調査日数の延期が必要と調査団長が判断し、その旨を委員長に具申して承認を得た場合に 限り、派遣期間の延長をすることができる。

# (派遣の費用等)

- 第7条 調査団の派遣に係わる費用は、原則として、「土木学会北海道支部地域貢献資金」から、 次の各号により支出するものとする。
  - (1)調査団長及び調査団員からの支払い請求を受けて、土木学会北海道支部が支払う。
  - (2)調査費の支出範囲は、原則として、旅費、宿泊費、会議費、通信費、現地調査に必要な諸費用、報告書作成費等とする。ただし、文部科学省科学研究費補助金など他からの費用で派遣される場合には、この限りではない。
  - (3) 土木学会北海道支部は、調査団長及び調査団員に対して、調査期間をカバーする傷害保険をかけるものとする。

#### (付則)

- 第1条 本内規の決定および改正は、委員会の議決による。
  - 2. 本内規は平成20年6月19日から実施する。

3. 本内規は平成28年4月1日から実施する。

# 平成28年度事業計画

- 1 総会・主な役員会
  - 1)総会

開催日時:平成28年4月21日(木) 15時~

場 所:ホテル札幌ガーデンパレス 2 F 「丹頂」

2) 主な役員会等

商議員会

2回程度

委 員 会

10 回程度

幹事会等

20 回程度

その他委員会・会議

3回程度

- 2 支部行事
  - 1) 講習会 1回
  - 2) 講演会 1回(地盤工学会北海道支部共催予定)
  - 3)映画会 イブニングシアター(土木技術映像映画委員会と共催)1回
  - 4) 年次技術研究発表会 1回

開催日時:平成29年2月4日(土)~2月5日(日)

場 所:北見工業大学

5) 土木学会北海道支部選奨土木遺産見学会

見学場所:未定

6) VISIT (職場訪問) 事業

場 所:札幌地区・室蘭苫小牧地区・函館地区・北見地区

7) 札幌市生涯学習講座 [市民カレッジ] 共催

場 所:札幌市生涯学習センター(ちえりあ)

- 8)「土木の日」および「くらしと土木の週間」関連行事
  - ① 現場見学会 平成28年 7月 場所:未定
  - ② 選奨土木遺産認定証授与式(11月18日)
  - ③ 「土木の日」講演会(11月18日)
  - ④ 「土木の日」映画会(11月18日)予定
  - ⑤ 地方事業 4地区
- 9) 論文報告集第73号(CD-ROM)刊行

刊行予定:平成29年1月下旬

発行部数:240枚(年次技術研究発表会プログラム300冊)

- 3 支部継続事業
  - 1) 土木コレクション(土木遺産パネル)

開催日時:平成28年7月20日(水)~7月22日(金)

場 所:札幌駅前地下歩行空間

2) 若手技術者交流サロン

開催日時:未定 場 所:未定

- 4 広報活動
  - 1) ホームページの更新
  - 2) メールマガジンの定期的な配信
  - 3) シビルネット活動

単位:円

											平成 28年	丰度 予算 事	業別内訳							単位:
収 支 科 目	H28年度予算	H27年度予算	増 減 ①-②		·1=+===	AR-		八八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	业-		公益目的事業			[ // c]+n	<b>弘水</b>		10 1/ E // H M		34 I A EL	支部内部取
	1	2	1)-2)	調査研究事業	(1) 調査研究事 公益受注事業	兼 小計		公2】講演会等事 全国大会事業		表彰事業25%	3】表彰·助成事 地域貢献事業	業 小計	広報啓発事業	【公5】広報・ 土木の日事業 1		小計	_ 公益目的事業   ? ★通	公益目的事業 合計	法人会計	消去
I. 事業活動収支の部				W-12-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	二皿人口 17人	73.41	11 11 11 12 13 13	工口八八八八八	71-11	3249 1 7K2010	1.3/2/11/17/1	11.11	A [K L Z ] X	10 1 1 N	41-40/0, 1, 1/4	73.41				
1. 特定資産運用収入	0	0	0			0			0			0				0		0		
2. 会費収入	( 1,775,000 )	( 1,760,000 )	( 15,000 )	( 0)	( 0 )	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	0)	( 0 )	( 0)	( 0)	0)	( 0)	( 1,775,000 ) (	1,775,000 )	( 0)	
(1) 個人 (2) 法人	1,775,000	1,760,000	0 15,000			0			0			0				0	1,775,000	0 1,775,000		
3. 事業収入	( 1,720,000 )	( 1,720,000 )	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 1,720,000 )	( 0)	( 1,720,000 )	( 0)	0)	( 0)	( 0)	( 0)(	0)	( 0)		1,720,000	( 0)	
(1) 広告収入	0	0	0			0	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		0			0			,	0		0	,	
(2) 行事収入	1,720,000	1,720,000	0			0	1,720,000		1,720,000			0				0		1,720,000		
(3) 受注研究収入	0	0	0			0			0			0				0		0		
<ul><li>4. 補助金等収入</li><li>5. 負担金収入</li></ul>	4,000,000	4,000,000	0			0			0			0				0		0	4,000,000	
5. 負担金収入 6. 寄付金収入	450,000	450,000	0			0			0			0		450,000		450,000		450,000	4,000,000	
7. 雑収入	( 353,000 )	( 353,000 )	( 0)	( 0)	( 0 )	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	0)	( 0)	( 0)	· · ·	0)		( 0)(	0)	( 353,000 )	
(1) 受取利息	3,000	3,000	0			0			0			0				0		0	3,000	
(2) 雑収入	350,000	350,000	0	,	,	0	,	,	0			0	,			0	l,l,	0	350,000	,
8. 繰入金収入 (1) 本部会計繰入金収入	( 11,777,000 ) 11,777,000	( 11,735,000 ) 11,735,000	( 42,000 ) 42,000	( 0)	( 0 )	( 0)	( 6,416,000 )	( 0)	( 6,416,000 )	( 2,139,000 )	0)	( 2,139,000 )	( 950,000 ) 950,000	( 750,000 ) ( 750,000	0)	( 1,700,000 ) 1,700,000	( 0)	10,255,000 ) 1,700,000	( 10,077,000 ) 10,077,000	( Δ 8,555,00
(2) 他会計繰入金収入	11,777,000	11,733,000	42,000			0	6,416,000		6,416,000	2,139,000		2,139,000	930,000	730,000		1,700,000		8.555.000	10,077,000	Δ 8,555,00
事業活動収入計 (A)	20,075,000	20,018,000	57,000	0	0	0	8,136,000	0	8,136,000	2,139,000	0	2,139,000	950,000	1,200,000	0	2,150,000	1,775,000	14,200,000	14,430,000	Δ 8,555,00
1. 事業費	( 12,497,000 )	( 12,484,000 )	( 13,000 )	( 0)	( 0)	( 0)	( 8,481,000 )	( 0)	( 8,481,000 )	( 600,000 ) (	400,000 )	( 1,000,000 )	( 950,000 )	( 1,766,000 ) (	300,000 )	( 3,016,000 )	( 0)(	12,497,000 )	( 0)	
(1) 行事費	2,490,000	2,190,000	300,000			0	1,790,000		1,790,000	<del>-  </del>	400,000	400,000			300,000	300,000		2,490,000	-	
(2) 調査研究費	600,000	950,000	0			0			0	500,000		600,000				0		600,000	-	
(3) 表彰費 (4) 受注研究費	600,000	850,000 0	Δ 250,000 0			0			0	600,000		600,000				0		600,000	-	
(5) 研究等助成費	0	0	0			0			0			0				0		0	-	
(6) 委員会費	0	0	0			0			0			0				0		0	-	
(7) 広報費	350,000	350,000	0			0			0			0	350,000			350,000		350,000	-	
(8) 支部活動活性化費	600,000	600,000	0			0			0			0	600,000			600,000		600,000	-	
(9) 全国大会事業費 (10) 土木の日事業費	1,020,000	1,020,000	0			0			0			0		1,020,000		1,020,000		1,020,000	-	
(11) 事業管理費	( 7,437,000 )	( 7,474,000 )	( \( \Delta 37,000 \)	( 0)(	0)	( 0)	( 6,691,000 )	( 0)	Ů	( 0)(	0)(	( 0)	( 0)	( 746,000 ) (	0)		( 0)(	7,437,000	( 0)	
① 給料手当	4,165,000	4,176,000	Δ 11,000	0	0	0	3,748,000	0	3,748,000	0	0	0	0	417,000	0	417,000	0	4,165,000	-	
② 臨時雇人給	8,000	8,000	0	0	0	0	7,000	0	7,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0	8,000	-	
③ 退職掛金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
④ 法定福利費	742,000	712,000 12,000	30,000	0	0	0	668,000	0	668,000	0	0	0	0	74,000	0	74,000	0	742,000	-	
<ul><li>⑤ 福利厚生費</li><li>⑥ 備品消耗品費</li></ul>	12,000 140,000	146,000	Δ 6,000	0	0	0	11,000 126,000	0	11,000 126,000	0	0	0	0	1,000 14,000	0	1,000 14,000	0	12,000 140,000	-	
⑦ 発送通信費	122,000	188,000	Δ 66,000	0	0	0	110,000	0	110,000	0	0	0	0	12,000	0	12,000	0	122,000	-	
⑧ 水道光熱費	367,000	367,000	0	0	0	0	330,000	0	330,000	0	0	0	0	37,000	0	37,000	0	367,000	-	
⑨ 賃借料	1,206,000	1,179,000	27,000	0	0	0	1,085,000	0	1,085,000	0	0	0	0	121,000	0	121,000	0	1,206,000	-	
⑩ 施設維持費	14,000	20,000	Δ 6,000	0	0	0	13,000	0	13,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0	14,000	-	
① 会議費	346,000	363,000	Δ 17,000	0	0	0	311,000	0	311,000	0	0	0	0	35,000	0	35,000	0	346,000	-	
⑫ 謝金·賞金 ⑬ 涉外費	6,000	6,000	0	0	0	0	5,000	0	0 5,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0	6,000	-	
4 広報宣伝費	0,000	0,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0,000	-	
⑤ 租税公課	10,000	10,000	0	0	0	0	9,000	0	9,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	0	10,000	-	
⑯ 旅費交通費	213,000	203,000	10,000	0	0	0	191,000	0	191,000	0	0	0	0	22,000	0	22,000	0	213,000	-	
① 手数料	20,000	20,000	0	0	0	0	18,000	0	18,000	0	0	0	0	2,000	0	2,000	0	20,000	-	
® 事務OA化費 ⑩ 雑費	56,000 10,000	48,000 16,000	8,000	0	0	0	50,000	0	50,000	0	0	0	0	6,000	0	6,000	0	56,000	-	
2. 管理費	( 7,422,000 )	( 7,460,000 )	Δ 6,000 ( Δ 38,000 )	( 0)	0 0	( 0)	9,000	( 0)	9,000	( 0)	0)	( 0)	( 0)	( 0)(	0 )	( 0)		10,000	7,422,000 )	
(1) 給料手当	4,162,000	4,177,000	Δ 15,000	- 1	-	-	-	-	-	- 1	-	-	-	- 1	-	-	- 1	-	4,162,000	
(2) 臨時雇人給	8,000	8,000	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,000	
(3) 退職掛金	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
(4) 法定福利費 (5) 短利原生费	739,000	708,000	31,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	739,000	
(5) 福利厚生費 (6) 備品消耗品費	12,000 139,000	12,000 144,000	0 Δ 5,000	-	-	-	-	-		[	- [		-	[	-	-		-	12,000 139,000	
(7) 発送通信費	122,000	186,000	Δ 64,000	_ [	-	-		-	_	-	-	-	-	-	-	-		-	122,000	
(8) 水道光熱費	367,000	366,000	1,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	367,000	
(9) 賃借料	1,204,000	1,179,000	25,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,204,000	
(10) 施設維持費	14,000	21,000	∆ 7,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,000	
(11) 会議費 (12) 謝金・賞金	344,000	361,000	Δ 17,000 0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	344,000	
(12) 謝金・貝金 (13) 渉外費	4,000	4,000	0	[	-	-	]	-	_	[	-	-	-	[		-			0 4,000	
(14) 広報宣伝費	0	0	0	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	-	0	
(15) 租税公課	10,000	10,000	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	10,000	
(16) 旅費交通費	211,000	201,000	10,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	211,000	
(17) 手数料	20,000	20,000	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,000	
(18) 事務OA化費	56,000 10,000	49,000	* 4.000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56,000 10,000	
(19) 雑費 (20) 退職金	10,000	14,000 0	Δ 4,000 0	-	-	-		-	-		-	-	-		-	-		-	10,000	
3. 繰入金支出	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)		( 0)	( 0)	0)	( 0)	( 0)	( 0)(	0)		( 1,775,000 ) (	1,775,000 )	( 6,780,000 )	( ∆ 8,555,0
(1) 他会計繰入金支出	0	0	0			0			0			0				0	1,775,000	1,775,000	6,780,000	Δ 8,555,0
事業活動支出計 (B)	19,919,000	19,944,000	Δ 25,000	0	0	0	8,481,000	0	8,481,000	600,000	400,000	1,000,000	950,000	1,766,000	300,000	3,016,000	1,775,000	14,272,000	14,202,000	Δ 8,555,0
事業活動収支差額 (C) = (A)-(B)	156,000	74,000	82,000	0	0	0	Δ 345,000	0	Δ 345,000	1,539,000	Δ 400,000	1,139,000	0	Δ 566,000	△ 300,000	Δ 866,000	0	Δ 72,000	228,000	

											1 //	年度 予算 事	¥ 别 内 訳							単位:
収 支 科 目	H28年度予算	H27年度予算	増減			-ma			· · ·		公益目的事		т		1.3m		T			支部内部取
	1)	2	1)-2)		公1】調査研究事			公2】講演会等事	,,,		公3】表彰·助成事		1.19-41		B·啓発事業			公益目的事業	法人会計	消去
				調査研究事業	公益受注事業	小計	行事事業	全国大会事業	小計	表彰事業	地域貢献事業	小計	広報啓発事業	土木の日事業	創立記念事業	小計	共通	合計		<u> </u>
I. 投資活動収支の部																				
1. 特定預金取崩収入	( 700,000 )	( 400,000 )	( 300,000 )	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 400,000 )	( 400,000 )	( 0)	( 0)	( 300,000 )	( 300,000 )		( 700,000 )	0)	1
(1) 退職給付引当預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		
(2) 減価償却引当預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		
(3) 支部運営積立預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
(4) 支部記念事業積立預金取崩収入	300,000	0	300,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300,000	300,000		300,000	-	
(5) 支部大会積立預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
(6) 災害対応預金取崩収入	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
(7) 地域貢献資金取崩収入	400,000	400,000	0	-	-	-	-	-	-	-	400,000	400,000	-	-	-	-		400,000	-	
投資活動収入計 (D)	700,000	400,000	300,000	0	0	0	0	0	0	0	400,000	400,000	0	0	300,000	300,000		700,000	0	
1. 固定資産取得支出	0	0	0																	
2. 特定預金積立支出	( 856,000 )	( 1,200,000 )	( \( \Delta 344,000 \)	( 0)	( 0)	( 0)	( 205,000)	( 0)	( 205,000)	( 0)	( 100,000 )	( 100,000)	( 0)	( 23,000)	( 300,000 )	( 323,000)	( 0)	( 628,000 )	( 228,000 )	.
(1) 退職給付引当預金支出	456,000	700,000	Δ 244,000	0	0	0	205,000	0	205,000	0	0	0	0	23,000	0	23,000	0	228,000	228,000	
(2) 減価償却引当預金支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) 支部運営積立預金支出	0	0	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	
(4) 支部記念事業積立預金支出	300,000	500,000	Δ 200,000	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-	300,000	300,000	-	300,000	-	
(5) 支部大会積立預金支出	0	0	0	-		0		-	0	-		0	-	-	-	0	-	0	-	
(6) 災害対応積立預金支出	0	0	0	-	-	0	_	-	0	-		0	-	-	-	0	-	0	-	
(7) 地域貢献資金支出	100,000	0	100,000	_	-	0	_	_	0	_	100,000	100,000	_	-	_	0	_	100,000	_	
投資活動支出計 (E)	856,000	1,200,000	Δ 344,000	0	0	0	205,000	0	205,000	0	100,000	100,000	0	23,000	300,000	323,000	0	628,000	228,000	
投資活動収支差額 (F) = (D)-(E)	Δ 156,000	Δ 800,000	644,000	0	0	0	Δ 205,000	0	Δ 205,000	0	300,000	300,000	0	Δ 23,000	0	Δ 23,000	0	72,000	Δ 228,000	
当期収入合計(G)=(A)+(D)	20,775,000	20,418,000	357,000	0	0	0	8,136,000	0	8,136,000	2,139,000	400,000	2,539,000	950,000	1,200,000	300,000	2,450,000	1,775,000	14,900,000	14,430,000	Δ 8,555,00
当期支出合計(H)=(B)+(E)	20,775,000	21,144,000	Δ 369,000	0	0	0	8,686,000	0	8,686,000	600,000	500,000	1,100,000	950,000	1,789,000	600,000	3,339,000	1,775,000	14,900,000	14,430,000	Δ 8,555,00
当期収支差額(I) = (G)-(H)	0	Δ 726,000	726,000	0	0	0	Δ 550,000	0	Δ 550,000	1,539,000	Δ 100,000	1,439,000	0	Δ 589,000	Δ 300,000	Δ 889,000	0	0	0	
前期繰越収支差額(J)	11,458,728	11,458,728	0	Δ 1,088,585	0	Δ 1,088,585	Δ 11,695,138	89	Δ 11,695,049	Δ 5,050,115	Δ 606,103	Δ 5,656,218	Δ 96,477	1,494,111	Δ 2,500,000	Δ 1,102,366	11,460,842	Δ 8,081,376	19,540,104	1
次期繰越収支差額 ( <b>I</b> )+( <b>J</b> )	11,458,728	10,732,728	726,000	Δ 1,088,585	0	Δ 1.088.585	Δ 12,245,138	89	Δ 12,245,049	Δ 3,511,115	Δ 706,103	Δ 4,217,218	Δ 96,477	905,111	Δ 2,800,000	Δ 1.991.366	11,460,842	Δ 8,081,376	19,540,104	1

平成27年度 土木学会選奨土木遺産の認定(北海道支部関係)

平成11年度に土木遺産の顕彰を通じて、歴史的土木構造物の保存に資することを目的として制定された「土木学会選奨土木遺産選考委員会の構成および運営に関する内規」に基づき、平成14年度に制定の土木学会北海道支部選奨土木遺産選考委員会規程により、平成27年度支部選考委員会委員として11氏が支部長の委嘱を受け、平成27年7月21日 今 尚之氏を委員長とする支部選考委員会が開催され、道内の土木学会選奨土木遺産候補について慎重な審議がなされた。

その後、各施設管理者等との調整を経て、道内の土木遺産の中から下記2件を土木 学会選奨土木遺産候補として本部選考委員会に推薦し、平成27年7月28日開催の 同選考委員会において、平成27年度土木学会選奨土木遺産として認定され、平成2 7年11月18日に支部長から各管理者へ認定書の授与が行われた。

# 選奨十木遺産認定書授与

「茨戸川の岡﨑式単床ブロック護岸」(札幌開発建設部)

「北海道官設鉄道 神居古潭トンネル群」(旭川市)

# 土木学会北海道支部選奨土木遺産選考委員会

選考委員会委員長	北海道教育大学教育学部札幌校准教授	今		尚	之
選考委員会委員	北海道電力(株)土木部企画GL	西	村	哲	治
JJ	北海道旅客鉄道(株)工務部工事課長	進	藤	州	弘
IJ	(株)エーテック専務執行役員	尚	田	正	之
IJ	函館工業高等専門学校環境都市工学科准教授	佐々	木	恵	_
IJ	北海道開発局建設部河川工事課長	Щ	崎	真	_
IJ	北海道建設部建設政策局技術管理担当課長	坂	野	雅	人
IJ	北海道開発技術センター主任研究員	原	口	征	人
IJ	日本データーサービス(株)水工部課長	石	JII	成	明
IJ	株式会社ドーコン構造部	佐	井	拓	磨
IJ	北見工業大学工学部准教授	宮	森	保	紀
顧問	北海商科大学教授	佐	藤	馨	_
JJ	進藤技術士事務所	進	藤	義	郎
JJ	三重大学社会連携特任教授	桜	井		宏

# 報告 4

# 平成27年度 土木学会北海道支部功労賞

平成10年度に制定された土木学会北海道支部功労賞授与規定により、平成27年度選考委員会委員として5氏が支部長の委嘱を受け、平成28年3月4日金澤 裕勝氏を委員長とする選考委員会を開催し審議の結果、次の氏の方を選考し、平成28年4月6日の商議員会において土木学会北海道支部功労賞を授与することを決定した。

# 受賞者

平野 道夫 氏

(主なる略歴)

株式会社 ドーコン 相談役

(主たる土木学会歴) 支部長

副支部長

鈴木 輝之 氏

(主なる略歴)

北見工業大学名誉教授

(主たる土木学会歴) 商議員

# 土木学会北海道支部功労賞選考委員会

選考委員会委員長	北海道開発局建設部河川管理課長	金澤	裕勝
選考委員会委員	(株) ドーコン交通事業本部技術顧問	高木	秀貴
IJ	北海道大学大学院工学研究院教授	田村	亨
IJ	北海道建設部技監	小林	敏克
IJ	札幌市中央区長	高松	康廣

# 平成27年度 十木学会北海道支部奨励賞

昭和36年度に制定された土木学会北海道支部奨励賞授与規定により、平成27年度選考委員会委員として5氏が支部長の委嘱を受け、平成28年2月16日蟹江俊仁氏を委員長とする選考委員会を開催し論文報告集第72号に掲載された207編の中から慎重な審査の結果、次の3編を授賞の対象として選考し、平成28年4月6日の商議員会において土木学会北海道支部奨励賞を授与することを決定した。

# 受賞者

#### A - 31

桁衝突に伴う橋台抵抗特性の実験的検討 西城 能利雄(国立研究開発法人 土木研究所寒地土木研究所) 共著者

佐藤 孝司(国立研究開発法人 土木研究所寒地土木研究所)

西 弘明(国立研究開発法人 土木研究所寒地土木研究所)

具志 一也 (大日本コンサルタント (株))

田崎 腎治(大日本コンサルタント(株))

# A - 37

死活荷重合成桁撤去時における応力照査と撤去時の実応力 金子 弘幸 ((株)砂子組)

# 共著者

近藤 里史((株)砂子組)

田尻 太郎 ((株)砂子組)

佐藤 昌志 ((株)砂子組)

斎藤 寛巳(札幌建設管理部岩見沢出張所)

# D - 35

冬期歩道路面の対策技術に関する検討

井谷 雅司(国立研究開発法人 土木研究所寒地土木研究所) 共著者

三浦 豪(国立研究開発法人 土木研究所寒地土木研究所)

星 卓見(国立研究開発法人 土木研究所寒地土木研究所) 木村 孝司(国立研究開発法人 土木研究所寒地土木研究所)

# 土木学会北海道支部優秀学生講演賞選考委員会

選考委員会委員長	北海道大学大学院工学研究院教授	蟹	江	俊	仁
選考委員会委員	北海道大学大学院工学研究院教授	横	田		弘
IJ	室蘭工業大学大学院工学研究科教授	中灣	丰川		誠
IJ	北見工業大学工学部社会環境工学科教授	高	橋		清
IJ	土木研究所寒地土木研究所研究調整監	浅	野	基	樹

(学術上)

論文名 桁衝突に伴う橋台抵抗特性の実験的検討 (論文報告集 72 号 A-31)

受賞者名 西城 能利雄(共著者:佐藤孝司、西弘明、具志一也、田崎賢治)

#### 選考理由

既往の地震被害によれば、地震動により上部構造と橋台が接触し、パラペットや桁端部、壁高欄などが損傷したが、これによって上部構造の変位が拘束され、橋脚が大きく損傷しなかった事例が確認されている。このような現象は、既設橋梁において橋台が安定している場合などには、橋台による変位拘束効果の耐震補強設計への考慮が期待できることを示している。この耐震補強設計が実施できれば部材補強を実施せずとも橋脚の損傷を最小限に留め、橋梁全体として耐震性能を向上できる可能性がある。

近年、橋台パラペット部が損傷した被害事例を分析し、橋台パラペット部の損傷形態やモデル 化、抵抗特性に関する研究も進んでいる。さらに、緩衝材による桁衝突時の地震慣性力の低減効 果に関する研究により、桁遊間部に緩衝材を間詰することで橋台、橋脚応答が低減することも明 らかとなっている。

ここで、桁衝突に伴う橋台破壊形態の1つであるパラペット・ウィングの押し抜きせん断破壊に着目した場合、既往解析モデルにおける押し抜きせん断抵抗バネ剛性および桁遊間部に緩衝材を間詰した場合の衝突バネ剛性は静的載荷実験結果による設定となっている。しかし、実衝突現象を考慮すれば、本来は動的載荷実験による剛性の設定が望ましい。

このような背景を基に、本研究は橋台の押し抜きせん断破壊に着目し、橋台パラペットおよびウィングを想定した供試体による衝突実験を実施し、動的載荷条件下における押し抜きせん断抵抗バネ剛性および桁遊間部に緩衝材を間詰した場合の衝突バネ剛性の設定を試みた。

その結果、著者らは「実験結果を近似したパラペットの初期剛性は既往解析モデルと比較して小さくなること」、「緩衝材を設置することで衝撃力は格段に緩和されること」を明らかにするとともに、「本実験結果を緩衝材のゴム剛性として反映する場合の設定法」を提案している。

本論文の結果を耐震補強設計において考慮できれば、橋梁全体として耐震性能を向上可能なケースの適用範囲を拡大できる可能性がある。橋台による変位拘束効果を考慮した耐震補強工法の実橋への適用に向けた今後の研究において重要な知見となるため、土木学会北海道支部奨励賞に値するものと認められる。

よって、標記の論文を土木学会北海道支部奨励賞として選考するものである。

(学術上)

論文名 死活荷重合成桁撤去時における応力照査と撤去時の実応力 (論文報告集 72 号 A-37)

受賞者名 金子 弘幸(共著者:斎藤 寛巳、近藤 里史、田尻 太郎、佐藤 昌志)

#### 選考理由

近年、高度成長期に建設された橋梁が老朽橋となり、旧橋の架け替え工事が増加傾向である。 その工事に伴う、「施工中の転落・墜落等の重大災害」と「交通規制や騒音振動等の社会的損失」 が重要な課題となっている。

このような背景を基に、本研究では、支間21.65 m 斜角70°の3 連の直線単純桁橋の解体手順を検討した。

現存する図面によれば本橋の施工は昭和41 年と竣工は古く、死活荷重合成桁橋となっているため、桁高は1.2 m と比較的小さい。よって解体時に安易に床版を横断方向に切断すると合成効果が失われ、床版が負担していた応力が全て主桁に作用し、施工時の一時的な期間にせよ、主桁の許容応力を超過する恐れがあった。

このような理由から安全かつ社会的損失が最小限にできる解体手順を検討する目的で撤去手順を反映したStep 解析を行うと同時に、合成桁として機能している事を確認する目的で、重機を用いた載荷試験、および床版撤去時の歪み測定も行った。

その結果、著者らは、竣工の古い桁高の比較的小さい死活荷重合成桁の解体に当たって、非合成化の影響により、「竣工の古い桁高の比較的小さい合成桁においては、設計時に解体は考慮されておらず、解体施工時には危険を伴う可能性がある事が明らかとなった事」、「解析と実歪み測定の比較結果からは、静弾性線形解析のStep 解析で、非合成桁だけでなく合成桁の解体過程も十分追える可能性がある事」、「合成桁は、解体中に構造系が不連続に変化するため、歪み(応力)変動の特定を非合成桁より高い精度で求められる事」を明らかにしている。

今後、解体撤去される橋梁が増えるであろう事から、適切な測定方法の策定が望まれる。旧橋 解体工事の重大災害と社会的損失の問題を検討する際に、実験・実測を補強する有効な手段として、より重要な研究成果となるため、土木学会北海道支部奨励賞に値するものと認められる。

よって、標記の論文を土木学会北海道支部奨励賞として選考するものである。

(学術上)

論文名 冬期歩道路面の対策技術に関する検討 (論文報告集 72 号 D-35)

受賞者名 井谷 雅司(共著者:三浦 豪、星 卓見、木村 孝司)

#### 選考理由

北海道のような積雪寒冷地の冬期歩道路面では、積雪や路面の凍結により歩行者転倒事故が多発しており、特に高齢者が除雪が不十分な歩道を避けて車道を歩くことによる交通事故の危険性や、冬期の外出を控えがちになる等の問題も生じている。日本において歩行空間の改善については、高齢者や移動制約者も含め、歩行者全般のニーズを踏まえた指針作り等がなされている。しかしながら、これらの指針は、主に夏期を対象とした内容となっており、積雪寒冷地特有の「つるつる路面」等に関しては、例えばロードヒーティング等の事例に触れているが、詳細な提案に至っているとは言い難い状況である。

積雪寒冷地では、冬期に歩行困難な路面が頻出しており、特に交通バリアフリーの観点からも高齢者・ 移動制約者等に対して歩道空間を改善する路面管理手法及び対策が求められている。

このような背景を基に、本論文は、歩道のすべり対策として経験的に散布されている凍結防止剤(塩化ナトリウム)や防滑材(砕石)の効果の定量化を試みた。また、砕石等の散布と春先の堆積土処理量増加の要因にもなることが指摘されてことを受け、新たに開発している冬期路面の粗面化を行う雪氷路面処理装置の能力や適応性の検証を行い、さらに、歩道の構造に関してバリアフリーを考慮した歩道縦断勾配が冬期の歩行者に与える影響に関する評価を行った。

その結果、著者らは、転倒リスクが高いアイスバーン・圧雪路面に対して、対策なしの路面と対策技術を実施した際の被験者の「総合評価値」に有意な差があるのかについて t 検定を実施し、どの対策がどのような場合に効果的(有意)なのか統計的に分析を実施し以下の知見を得ている。

圧雪路面に対しては従来経験的に散布されている量の砕石散布では有意な効果はみられず、塩化ナトリウム散布が有意な差が得られることを検証した。また、アイスバーンに対しては、いずれの対策も有意な効果が得られることが確認されている。さらに、新たに開発している雪氷路面処理装置による路面の粗面化対策は、冬期路面対策として砕石、塩化ナトリウムと同様に有意な効果が得られることを検証している。

また、バリアフリー区間の縦断勾配に関して、道路の移動等円滑化整備ガイドラインに示される歩道部の最急値5%に関して、アイスバーンにおける高齢者(擬似)の歩行実験における評価値には大きな差異はみられないことを確認し、現設計法の妥当性が定量的に評価されている。

以上のことより、本論文は、冬期歩道路面対策に関する効果の定量化や、新たに開発している雪氷路面 処理装置による効果、冬期歩道に縦断勾配に影響などについて貴重な知見を提示している。

今後、冬期歩道路面管理手法、対策手法に関して重要な研究成果となることが考えられ、土木学会北海 道支部奨励賞に値するものと認められる。

よって、標記の論文を土木学会北海度支部奨励賞として選考するものである。

平成27年度 土木学会北海道支部優秀学生講演賞

平成21年度に制定された土木学会北海道支部優秀学生講演賞授与規定により、平成27年度選考委員会委員として5氏が支部長の委嘱を受け、平成28年2月16日 蟹江俊仁氏を委員長とする選考委員会を開催し論文報告集第72号に掲載された学生 投稿数130編の中から慎重な審査の結果、次の20編を授賞の対象として選考し、 平成28年2月19日の商議員会において土木学会北海道支部優秀学生講演賞を授与 することを決定した。

# 授賞者

# A - 01

有限要素解析による GFRP 梁の変形挙動の解明 中村 知美 (北海道大学大学院) 共著者

松本 高志(北海道大学大学院)

# A - 28

Fatigue Analysis of Frost Damaged RC Slabs Subjected to Moving Load Based on Bridging Stress Degradation Concept

Serge Edalo

共著者

Takashi MATSUMOTO(北海道大学大学院)

#### $A - 4 \ 4$

ゴム緩衝材を設置したH形鋼梁の耐衝撃挙動に関する実験的検討 葛西 勇輝 (室蘭工業大学大学院)

共著者

小室 雅人(室蘭工業大学大学院)

栗橋 祐介(室蘭工業大学大学院)

岸 徳光(釧路工業高等専門学校)

#### B - 0.3

Analysis on the permanent form of solitary step in the bedrock river bed

Yan Ma(北海道大学大学院)

共著者

Norihiro IZUMI(北海道大学大学院)

# B - 16

岩床河川の精密測量および小型 UAV を用いた簡易測量の試み 山口 進(北海道大学)

共著者

北海道大学大学院(清水 康行)

土木研究所寒地土木研究所(井上 卓也)

- (株)北開水工コンサルタント(前田 育彦)
- (株)北開水工コンサルタント(藤崎 秀樹)
- (株)北開水工コンサルタント (伊賀 久晃)
- (株)水工技研(石田 義明)

#### B - 1 8

海外河川の洪水流出計算に必要な入力条件の検証~インドネシア・Ciliwung 川の例~

星野 佳太(室蘭工業大学)

共著者

中津川 誠 (室蘭工業大学大学院) 吉田 ちあき (室蘭工業大学大学院)

#### B - 31

大陸スケールにおける消雪日の空間分布および年々特性 布川 敦士(北海道大学) 共著者

山田 朋人(北海道大学大学院)

#### B - 40

高速高解像画像計測における遡上波の局所流体運動 大島 悠揮(北海道大学) 共著者

渡部 靖憲(北海道大学大学院)

#### B - 41

越波による護岸背後の砕石マウンドの変形特性について 橋田 雅也(室蘭工業大学大学院) 共著者

木村 克俊(室蘭工業大学大学院)越智 聖志(室蘭工業大学大学院)

#### B - 4.8

北海道沿岸における波浪特性 押田 亮祐(北海道大学大学院) 共著者

> 山下 俊彦(北海道大学大学院) 安藤 実津季(北海道大学大学院)

# B - 58

津軽海峡における水温と塩分濃度の鉛直構造 本間 翔希 (北海道大学大学院) 共著者

> 猿渡 亜由未(北海道大学大学院) 宮武 誠(函館工業高等専門学校)

#### C - 0.4

土の凍結膨張における熱流直交方向の凍上性の評価 金内 尭 (北海道大学)

共著者

蟹江 俊二(北海道大学大学院) 天沼 稚香子(北海道大学大学院)

米山 一幸 (清水建設(株))

赤川 敏(低温圏工学研究所)

#### D - 0.3

CVMを活用したアライグマによる社会的損失価値の推計 佐々木 翼(北海学園大学)

共著者

中村 紘喜(北海学園大学大学院) 鈴木 聡士(北海学園大学)

#### D - 09

親・子世代に着目した家計の行動選択モデルに関する研究 中筋 由佳(北海道大学大学院) 共著者

内田 賢悦(北海道大学大学院)加藤 哲平(北海道大学大学院)

#### D - 25

暴風雪時の情報収集に着目した住民の防災意識と行動に関する研究 山越 一輝 (北見工業大学大学院) 共著者

髙橋 清(北見工業大学大学) 萩原 亨(北海道大学大学院)

# D - 34

口コミ伝搬に着目したモビリティ・マネジメントに関する研究~CNNモデルを 用いた口コミ伝搬シミュレーションについて~ 和田 脩平(苫小牧工業高等専門学校)

下夕村 光弘 (苫小牧工業高等専門学校) 原田 恵雨 (苫小牧工業高等専門学校)

# E - 0.6

コンクリート構造物のサステナビリティ指標の要因分析 後藤 隼一郎(北海道大学大学院) 共著者

横田 弘(北海道大学大学院工学研究院) 橋本 勝文(北海道大学大学院工学研究院) 堺 孝司(日本サステナビリティ研究所)

#### E - 10

海洋環境下にあるひび割れが生じたUFCの引張軟化モデル 上松瀬 慈(北海道大学) 共著者

横田 弘(北海道大学大学院工学研究院) 橋本 勝文(北海道大学大学院工学研究院)

# 河野 克哉 (太平洋セメント(株))

# E - 27

AEとX線CTを用いたレンガの凍害発生プロセスの詳細観察 宮川 郁朗(北見工業大学大学院)

# 共著者

山下 聡(北見工業大学)

川口 貴之(北見工業大学)

中村 大(北見工業大学)

川尻 峻三(北見工業大学)

渡邊 達也 (北見工業大学)

# E - 37

合成繊維補強セメント系複合材料の自己治癒によるコンクリートのひび割れ制 御に関する実験的考察

武智 愛(北見工業大学)

# 共著者

井上 真澄 (北見工業大学)

崔 希燮(北見工業大学)

岡田 包儀(北見工業大学)

# 土木学会北海道支部優秀学生講演賞選考委員会

選考委員会委員長	北海道大学大学院工学研究院教授	蟹江	俊仁
選考委員会委員	北海道大学大学院工学研究院教授	横田	弘
IJ	室蘭工業大学大学院工学研究科教授	中津川	誠
IJ	北見工業大学工学部社会環境工学科教授	高橋	清
IJ	土木研究所寒地土木研究所研究調整監	浅野	基樹

報告 7

# 平成27年度 土木学会北海道支部技術賞

昭和52年度に制定された土木学会北海道支部技術賞授与規定により、平成27年度選考委員会委員として11氏が支部長の委嘱を受け、平成28年3月10日、蟹江氏を委員長とする選考委員会を開催し審議の結果、候補の中から次の4件を授賞の対象として選考し、平成28年4月6日の商議員会において土木学会北海道支部技術賞を授与することを決定した。

# 受 賞

「一般国道40号 更喜苫内防雪」

北海道開発局 稚内開発建設部

「段階整備を可能とする防波堤整備工法の開発」

北海道開発局 港湾空港部·函館開発建設部

「夕張シューパロダム建設事業」

北海道開発局 札幌開発建設部

「再生可能エネルギー導入拡大に貢献する水力発電所の再開発 (新岩松発電所新設工事)」

北海道電力株式会社

#### 土木学会北海道支部技術賞選考委員会

選考委員会委員長 北海道大学大学院工学研究院教授 蟹 江 俊 仁 選考委員会委員 北海道大学大学院工学研究院教授 石 川 達 也 北海道大学大学院工学研究院教授 清 水 康 行 室蘭工業大学大学院工学研究科教授 木 村 克 俊

<i>II</i>	東日本高速道路(株)北海道支社技術部長	中	谷		了
IJ	北海道電力(株)上席執行役員土木部長	古	谷	惠	_
JJ	北海道旅客鉄道(株)鉄道事業本部工務部工務	<b>务課</b>	Ē		
		進	藤	州	弘
JJ	北海道開発局事業振興部技術管理課長	和	田	忠	幸
JJ	北海道建設部技監	小	林	敏	克
JJ	札幌市建設局土木部長	小	林	安	樹
JJ	国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所码	开究詞	問整盟	는 11.	
		浅	野	基	樹

#### 受賞対象 一般国道 40 号 更喜苫内防雪

#### 選考理由

一般国道 40 号更喜苫内防雪は、北海道の中でも特に地方部の「地域特性」を「合理的」に活かし、「低コスト」で「必要とされる道路機能」を確保するための道路改良事業である。

実施箇所である宗谷地域は、北海道の最北に位置し、都市間距離が特に長く、冬期の気象による交通障害が著しい特徴から、道路の整備にあたっては高速で円滑走行できる「速達性機能」と特に冬期の「安全性機能」が強く求められていた。

しかし、道路の整備にあたっては、昨今の社会的状況から低コスト化を図ったうえで求められる機能を確保する必要があった。

このため、更喜苦内防雪では、広大な牧草地など自由度が高く安価な空間、地盤改良不要な既存道路やパーキングシェルターなどの既存ストック、さらには、既存林の防雪施設への活用など、地域特性を最大限活かした工夫により低コスト化と求められる道路機能の確保を行った事業である。

- 1. 合理的な空間利用による速達性、安全性確保の取り組み
  - ①防雪林管理用通路を活用し、交差点を集約することで高速走行(70km/h)を確保
  - ②複数の付加車線を、上り下り交互に断続的に設置する合理的「2+1車線型道路」により円滑走行を確保
  - ③幅広中央分離帯部に安全なUターン交差点を組み込み円滑走行を確保
  - ④幅広の中央分離帯を設け、正面衝突事故と対向車両からの雪煙による視界不良を低 減
  - ⑤両側に防雪林を配置し、地域特有の両方向からの吹雪を低減 各取り組みにおいては、計画から実施に亘り地域住民との協働活動で推進され、そ の活動は現在の協働活動の先駆的モデルとなっている。

#### 2. 本事業で開発した技術

①吹雪時に有効な新たな視線誘導装置の開発

地域特有の吹雪の長時間化や視程障害の劣悪さに対応するため、吹雪時に柱状の光を生成し視線誘導効果を発揮する視線誘導装置を、実証実験を経て開発した。

②道路防雪機能発揮のための防雪林育成手法の開発

道路防雪機能の早期発現、長期の道路防雪機能維持を目的として、保育期、育成期、 維持期における道路防雪林育成管理手法を開発した。

- 3. 速達性(高速走行、円滑走行)、安全性確保の効果(完成後1年時点)
  - ①速達性効果として、平均旅行速度 20km/h 以上の向上、遅い車の後ろに並ぶ車の台数 約 6 割減少。
  - ②安全性効果として、視程 200m 未満の視程障害時間約 9 割削減 (H26~27 の 1 シーズン)、整備前に 4.7 件/年発生していた死傷事故の削減。

以上のとおり、地域の特性を合理的に活かす工夫により低コストで速達性機能と安全性機能を向上させた道路整備がなされ、その成果は北海道の地方部のみならず日本全国の地方部における道路整備の先駆的モデルとなっており、土木学会北海道支部技術賞を授与される価値があるものと認められる。

#### 受賞対象

段階整備を可能とする防波場整備工法の開発

#### 選考理由

ケーソン式防波堤は、急速施工が可能で施工時の耐波性に優れ大規模施工による効率化が 図られることから、最も多く用いられている防波堤の構造形式である。しかし、ケーソン製 作のためにはある程度まとまった予算が必要であり、予算規模に応じた柔軟な防波堤整備が できない。さらに、ケーソン1函のみの製作等、施工規模が小さい場合には、総事業費が割 高になるほか施工期間が結果的に長くなることがある。

この課題に対応するため、プレキャスト型枠の一種であるセルラーブロックの連結により 整備効果の早期発現を可能とする新たな防波堤整備工法(連結セルラーブロック工法)を確立したものである。

#### 1. 優れた技術の継承によるセルラーブロックの一体化

本工法は、小型のセルラーブロック内部に水中コンクリートを打設することで、上下・左右に隣接するブロックを垂直・水平方向に強固に連結する構造である。廣井勇博士が陣頭指揮を行い建設後約100年が経過しても健全である小樽港北防波堤の整備に用いたブロック連結方法をヒントに、耐波安定性を向上させている。

#### 2. 没水状態での波力算定式提案と設計法確立

予算規模に応じた柔軟な防波堤整備を実現するためには、施工途上の堤体没水状態における安定性検討が必要である。堤体が水没した条件における波力算定式は明らかとなっていないことから水理模型実験と数値解析により波力特性を分析しており、没水状態では完成時に対して波圧が低減することを確認している。これを基に、堤体没水状態の波力算定式を、合田の波力式に係数を乗じた形の使い易い式に一般化し、他の港湾等の異なる条件での安定計算も可能としたことで設計法の確立も図っている。

以上の検討を経て、瀬棚港の防波堤整備へこの工法を採用することにより、1年間でケーソン1函製作分程度の予算規模であれば、ケーソン工法より15%程度のコスト縮減と23%の工期短縮が見込まれている。

施工規模が小さい場合のコスト縮減と予算規模に応じた着実な防波堤整備を実現する新たな防波堤整備工法を開発し、一連の検討を通じて連結セルラーブロック工法の設計法を確立した上で、さらにその普及が期待されることから、土木学会北海道支部技術賞を授与される価値があるものと認められる。

#### 受賞対象

夕張シューパロダム建設事業

#### 選考理由

夕張シューパロダムは、昭和37年に石狩川水系夕張市南部地先に完成した大夕張ダム(かんがい補給、発電)の再開発事業として、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び水道用水の補給、発電を目的とした重力式コンクリートダムであり、平成27年3月に竣工した。その大きさは、堤高110.6m、堤頂長390m、堤体積94万m3、湛水面積15.0km2、有効貯水容量3億7千万m3となっており、大夕張ダムと比較して約5倍の有効貯水容量と、日本で第二位の湛水面積を誇っている。

既設ダムを運用しながらの再開発事業ということから、既設発電所の機能の維持を図るため転流工方式を組み合わせ、発電所の冠水防止に対する様々な措置が実施されている。

また、最大取水量が83m3/sと全国的に見ても大規模な取水設備となり建設費・管理費が増高することから、新技術の取水設備型式を採用することによりコスト縮減が図られている。 更にこれまではコンクリート骨材として利用されていなかった品質のやや劣る骨材についても、均一な品質を確保する工夫により有効な活用を図り、コスト縮減にも寄与している。

#### 1. 既設のダムを運用しながらの再開発事業

夕張シューパロダム建設事業は、大夕張ダムの再開発事業であり、全国でも最大規模の事業である。事業実施にあたり、下流の農業に大きな影響が及ぶことから、短期間であってもかんがい用水の補給を止めることなく、夕張シューパロダム完成まで大夕張発電所の発電機能の維持を図った。転流工は対象流量を大夕張ダムの設計洪水流量(1,300m³/s)とし、開水路(一次転流工)と堤内仮排水路(二次転流工)を組み合わせ、さらに発電所廻りに擁壁を配置することにより発電所への冠水防止措置が図られている。

# 2. 新たな取水設備型式の採用による建設費及び管理費の削減

新技術の取水設備型式である『連続サイフォン式取水設備』は、一般的な型式より機械設備が少なく、また鋼製ゲートが無いこと、塔体がコンクリートであることから、従来の『円形多段式取水設備』と比べた場合、鋼構造物の重量が半分以下となり、建設費の大幅な縮減が図られると共に、ゲートを使用しないため水中に可動部が無く、今後維持管理についても大幅な省力化が図られるものである。

#### 3. 品質のやや劣る原石の有効利用

コンクリート用骨材は、原石山の地質状況から施工性や採取率等を考慮し、良質な骨材だけでは無く、品質のやや劣る原石を有効利用する必要が生じて、様々な技術的な取り組みが実施されている。

コンクリート用骨材品質のバラツキを少なくするため、良質な原石と品質のやや劣る原石を混合し、良質な原石の混合比率が50%以上となるように、原石の引抜量を管理する設備により骨材を製造している。更に、品質のやや劣る原石の均質な品質を確保するため、採取区分を分類し未風化から中風化を採取対象とすると供に、自走式篩分け機による篩い分けを実施することにより強風化部を除去している。それにより安定的に均質なコンクリート骨材を製造することを可能とし、これまでは骨材用原石として使用されなかった原石の有効利用が図られ、建設費のコスト縮減にも寄与している。

以上のとおり、全国でも最大規模のダムの再開発事業において、北海道で最初の新技術の 採用事例となる「連続サイフォン式取水設備」を採用するなど様々な技術的取り組みを実施 することにより、ダム建設事業完成の使命を果たしたことは、土木学会北海道支部技術賞を 授与される価値があるものと認められる。 受賞対象 再生可能エネルギー導入拡大に貢献する水力発電所の再開発 (新岩松発電所新設工事)

#### 選考理由

新岩松発電所は、老朽化した岩松発電所の再開発により最大使用水量および最大出力の増加を図ることで、再生可能エネルギーの導入拡大に貢献する、最大使用水量45.0m³/s、最大出力16,000kWのダム水路式発電所である。従来、水車・発電機が老朽化した場合、機器を単純更新(取替え)してきたが、本件では、既設のダム、導水路、調圧水槽は流用し、水圧管路、発電所、放水路を新たに設置するといった再開発工事を行い、未利用エネルギーの有効活用、発電コストの抑制が図られている。

# 1. 未利用エネルギーの有効活用

融雪期や降雨出水時の岩松ダムからの余水放流に着目し、最大使用水量を37.5m³/sから45.0m³/sへ増加を図っている。最大使用水量の決定にあたっては、既設調圧水槽のサージング解析と水理模型実験によりポート部の改造を実施することで、45.0m³/sまでの増加を可能とした。

これにより、最大出力を 12,600kW から 16,000kW へ増加させ、年間発生電力量も 約 1 千万 kWh (一般家庭 3,200 件分)を増加させている。ダム放流日数も年間 120 日程度から 70 日程度に低減させており、これまで未利用であった貴重な水力エネルギーを有効活用するとともに、ダムの保守管理面においても負担軽減が図られている。

#### 2. 発電コストの抑制

既設設備を流用し、必要最小限の工事に留めることで発電コストを抑制している。 ダム、導水路、調圧水槽は既設のものを流用し、水圧管路、発電所、放水路を新設 しているが、地形や用地制約、施工条件を考慮のうえ、発電所の位置決めを行い、 極力水路ルートを短縮する工夫が施されている。

また、既設発電所を運転しながら再開発工事を実施することで発電停止期間を抑制している。機器の単純更新と比較すると、発電停止期間を30ヶ月から9ヶ月へと大幅に短縮し、これにより発電コストを大きく低減させている。

#### 3. 再生可能エネルギー導入拡大への貢献

前述の未利用エネルギーの有効活用や発電コストの抑制といった再開発のコンセプトに加え、再開発工事の特徴である運用中設備との近接施工や、既設水路との接続工事等の工事ノウハウを蓄積・発信するなど、今後、全国的に老朽化が進む水力発電所の再開発モデルのひとつを提示している。このような再開発事例は国内でも事例が少なく、事業者(北海道電力)としては初の試みであり、将来的な再生可能エネルギーの導入拡大に貢献するプロジェクトであると評価できる。

以上のとおり、新岩松水力発電所新設工事は、水力発電所の再開発工事のモデルケースとして再生可能エネルギー導入拡大に貢献するプロジェクトであることから、土木学会北海道支部技術賞を授与される価値があるものと認められる。

# 平成27年度 土木学会北海道支部地域活動賞

平成19年度に制定された土木学会北海道支部地域活動賞選考委員会規程により、 平成27年度選考委員会委員として5氏が支部長の委嘱を受け、平成28年2月24 日、熊谷政行氏を委員長とする選考委員会を開催し審議の結果、次の1団体を授賞の 対象として選考し、平成28年4月6日の商議員会において土木学会北海道支部地域 活動賞を授与することを決定した。

# 受 賞

しれとこ・ウトロフォーラム21

# 土木学会北海道支部地域活動賞選考委員会委員

選考委員会委員長	北海道開発局建設部道路建設課長	熊	谷	政	行
選考委員会委員					
IJ	北海道電力(株)水力部土木グループ課長	白丿	旧部	秀	基
IJ	北海道旅客鉄道(株)鉄道事業本部工務部	<b>上事</b> 詩	果長		
		進	藤	州	弘
IJ	東日本高速道路(株)北海道支社技術部技術	析企區	可課!	₹	
		杉	崎	幸	樹
IJ	北海道建設部土木局河川砂防課長	北	谷	啓	幸

# 受賞対象

しれとこ・ウトロフォーラム21

# 選考理由

当該団体は、斜里町のまちづくりに関する自由な意見やアイデアを出し合い、自分たちで考えて行動する地域住民の手によるまちづくりに加えて、良好かつ良質な自然資源を四季折々の特性に応じて来訪者に楽しんでもらうことや適切に環境を保全することを目的として、平成9年に発足し様々な活動に取り組んでいる団体で、平成17年に世界自然遺産として登録された知床へのウェルカムロードとして機能する一般国道334号に対して、花壇への花植えをはじめ四季を通じて観光客をもてなす取り組みなどを実施しています。

特に、冬期の流氷景観の眺めを提供する活動として行っている「地域で雪壁を除雪するボランティア活動」は、地域住民に呼びかけ知床ウトロ地区の冬期来訪者のピークを迎える2月から3月にかけて開催している「知床ファンタジア」に合わせ、機械による除雪では取り除くことができないため雪壁のように残ってしまう歩道柵部の除雪を、冬の厳しい気象条件のなか手作業で行い、来訪者に路上からも流氷景観を楽しんでもらう活動であり、平成19年度から毎年地域一丸となって実施しているものです。

このように、長年にわたり道路の環境や景観づくりを通じた地域協働や、四季を通じて観光客をもてなすといった積極的な取り組みが、地域の発展に寄与していることから地域活動賞に選考したものです。

# 災害等に係る調査の相互協力に関する協定

災害等に係る調査の相互協力に関し、国土交通省北海道開発局長(以下「甲」という。)は、 公益社団法人土木学会北海道支部長、公益社団法人地盤工学会北海道支部長、公益社団法 人日本地すべり学会北海道支部長、公益社団法人砂防学会北海道支部長及び公益社団法人 農業農村工学会北海道支部長(以下「乙」という。)と次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

- 第1条 この協定は、甲が管理又は委託管理する施設等(以下「所管施設」という。) について、災害等により専門的な調査が必要となる場合に、同調査に関する相互協力の方法を 定め、被害の拡大の防止及び早期復旧並びに技術の向上に資することを目的とする。
- 2 前項の「所管施設」には、工事中の施設及び土地改良事業における**藤**与施設を含むものとする。

# (協力の内容)

- 第2条 甲は、所管施設に専門的な調査が必要となった場合には、乙に現地調査を要請することができるものとする。
- 2 前項の要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等により行い、後日、速やかに書面により要請手続を行うものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する要請を受けた場合には、現地調査の実施の可否について甲又 は甲が指定した部長等(施設を所掌する開発建設部長又は事務所、事業所若しくは管理 所の長をいう。以下同じ。)へ回答する。
- 4 乙は、調査の実施が可能と回答した場合には、速やかに現地調査を行い、その結果に ついて、甲又は甲が指定した部長等へ報告するものとする。
- 5 乙は、所管施設に係る情報を収集・分析するため、現地調査を行う必要があると認めるときは、甲に現地調査に関する協力を要請することができるものとする。
- 6 甲は、前項に規定する要請があった場合には、現地調査に可能な限り協力するものとする。
- 7 乙は、第5項に規定する調査を実施した場合には、その結果について甲へ報告するものとする。

#### (調査体制)

- 第3条 乙は、前条第1項の要請を受けた場合には、人員及び連絡窓口を調査に先立って 定め、甲に報告するものとする。
- 2 乙は、前項の連絡窓口に変更が生じた場合にはその都度、同項の人員に変更が生じた場合には調査の終了後、甲に報告するものとする。

#### (調査結果の公表又は使用)

第4条 第2条第1項又は第5項の規定に基づく調査の結果を甲又は乙が公表又は使用する場合には、甲乙双方がその内容を確認した上で行うものとする。

# (費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定に基づき乙が実施する調査において、費用が伴う場合には、 乙の請求に基づき、甲と乙が協議をしてその費用を負担するものとする。 2 第2条第5項の規定に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

#### (損害の負担)

- 第6条. 調査の実施に伴い、甲又は乙の責めに帰することができない理由により第三者に 損害を及ぼした場合には、乙は、速やかに、その状況を甲に対し書面により報告するも のとする。
- 2 前項の損害に対する処置については、甲乙協議して定めるものとする。

#### (有効期限)

- 第7条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲、乙いずれかの申出により、甲乙協議の上、この協定を 廃止することができる。

#### (その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、 その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書6通を作成し、それぞれ甲乙押印の上、各自1通を保有するものとする。









# 平成28年1月6日

甲 国土交通省 北海道開発局長

本 田 幸



乙 公益社団法人 土木学会北海道支部長

小 林 敏 克

公益社団法人 地盤工学会北海道支部長

田中禅行力

**À** 

公益社団法人 砂防学会北海道支部長 小山内 信 智

公益社団法人 農業農村工学会北海道支部長 井 上

# 資 料

# 北海道支部歴代支部長・副支部長・幹事長名簿

年 度	支	部	長	副	支	部	長		幹	事	長	:
昭和12	吉士	ケープ オ						鷹	部屋		福河	4. 书
13		丁 オ 呆						鷹大	部屋坪		福吉力	平.太郎
14 15	神	R	· 衛 · 衛					人	坪坪			太郎 太郎
16	小	呆						大大	坪坪		吉力	太郎 太郎
17	斎	· 素	争脩					小	اار		譲	
18	# [		多象					小	). [[]		譲	_
19	井 岩 佐 イ	コ	<b>治</b>					小	jı(		譲	$\equiv$
20	佐	白 禾	吉					板	倉		忠	三
21	宮	奇 ]	E 夫					倉	島		_	夫
22	樋	甫 ナ						谷	口			二二二三夫勝二
23	大		<b>喜</b> 久太郎					加岩横	納		倹	<u> </u>
24	阿普	部 討	<ul><li>美男智</li></ul>					岩烘	本		常	次 雄 信
25 26	池	華 —	一					( 五	道 味		英	健
26 27	江東	<del>秦</del> 日	年					ユ -	本		冶	次
28	真	口 丰	# 象					岩北	村		常市	太郎
29		中 弱	事 敏					1 = 1	丁目		喜 -	一郎
30	瀬	Η –	· 雄					小	, II			勝
31	佐	泰	· 雄豪 豪					河	原		清 -	一郎
32	上小 ノ		É					伊	福部		宗	夫
33	榎った	<b>ド</b> フ	里 三 次					永	井			寛
34	今	. 修	芝 三					尾	崎			晃
35	岩三猪	<b>左</b>	字 次					大	橋		康	次
36	<u></u>   [	<b>事</b> 阿	勇 <b>産</b> 雄					七	田			戊七
37	上 月	順 驾 i	武 司					大七穴林北	釜		正 正	夫寬晃次茂吉道繁郎道二蔵勲雄力
38 39	上	章	品 明					1/h	郷		IE.	坦 敏
40	中   オ	丰	念 稔					本	間		四	弁郎
41	遊	· 左 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	お治磨					林	IH,		正	渞
42	黒	也更	美 美					伊	藤		健	
43	大	喬 扂	<b>沙</b>					伊前			正	蔵
44	板	<b>全</b>	三直					Ш	置			勲
45	吉 丿		直					宮岸	原		和	雄
46	横i	道 声	を雄					岸	`-		-	
47	本「		郎					水	沢		和	久土
48		順 11 福	製 一					角菅	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		和四四	久 夫 雄
49 50		川 慎 冢 考						栗	原 林		照	ℤE 『条
51		7 日	七 夫					米岡	本		成	之
52		奇	晃					渡	辺		1-1	昇
53		奇 募	系 明					黒	田			充
54	小	野	中					渡黒村	田		孝	雄
55	佐	F 泰 국	男繁勲					高	橋			隆之昇充雄毅夫俊
56	北   郑	郎	繁					藤	田		嘉	夫
57		<b>到</b>	勲					加	来		照	俊
58 50		田 所						小	森自		亩	博紀
59 60	岡荒人	<b>卜</b>	之 道 輝					野猪	島 俣		廣	;孟 北口
61	大	型 清						伊伊	7天藤		藏	世
62	土佐村	木	宏					久	保		川式	宏
63	藤	日 募	宏表					角	田		與「	通吉宏雄
	/	24	/ •					**			- \ -	

# 北海道支部歴代支部長・副支部長・幹事長名簿

年 度	支	部	長	副	支	部 長		卓	事	. J	Ē.
平成元 2 3 4 5	高野小細	山質島木川末 義 廣治秀淑	夫徹紀郎人) 朗					小福瓜金 尾	田井田井 形	敏一拓	博 行 郎 一 郎 浩
6		* 豊    捷	明 夫)					星 ( 森		康	清 夫)
7 8	谷	章 忠 泰 和 山	興 三 惇					三田高	地橋	利 耕	之 平
9	(北 修	紅 紅	次)	近 九	藤 里	俶 忠	郎 正	中	村	興	_
10	近	泰  俶	郎	坂 許	本士	眞 達	一広	斉	藤	和	夫
11	坂った	上 真	_	瓜斉	田 藤	一和	郎 夫	_	條	昌	幸
12	瓜匠	H —	郎	天	谷藤	直	純夫	中	野	淑	文
13	逢	反	禎	平 (熊	野 谷	和道勝	夫弘)	村	上	清	志
14		野 道	夫	佐佐金	藤藤澤	勝馨浩義義	一輝	川 (鈴	村木	和英俊	幸 一)
15		· 浩		進中	藤 野:	義 淑	郎 文	林	Л		郎
16		<b>養</b>	郎.	佐中	伯野	淑	文昇文	岡	田	正	之
17		野 淑	文	藤 小 野	間沢		聡潔	長	利	秀	則
18	藤		聡	坂 (髙 宮	本玉木	佳 康	容 育) 一	田	村		亨
19	坂	*	容	武 (宮	田 木	準 -	)	古	谷	惠	_
20	武	田 準	一郎	林木	川川藤	俊	郎郎	七	澤		馨
21	林	俊	郎	工 関 (鈴	藤木	公 克 英 -	健 己 -) ±	杉	Щ	隆	文
22		公士	泰	<u> </u>	条條	英昌昌4	幸幸	福	本		淳
23	(関一	克 条 昌	己 ) 幸	長長	利 利	秀秀	則	新	宮	康	廣
24	長	训 秀	則	長岸岸清	野	徳徳浩	光 光 一	高	松	康	廣
25	木	番行	宏		田田	浩恭祐	一司	有	村	幹	治
26	太日	田 祐	司	岡 蟹	田 江	恭 俊	一 仁	羽 二	生生		望

# 北海道支部歴代支部長・副支部長・幹事長名簿

年 度	支 部 長	副 支 部 長	幹事長
27	小 林 克 俊	清 水 康 行 古 谷 惠 一	北谷啓幸
	(岡田恭一)		(南部泰藏)

# 平成27年度土木学会北海道支部役員改選

※( )は任期途中交代の前任者

支部長・副支部長 任期(27.5~28.4)

支 部 長 小林 敏克 北海道建設部技監

(岡田 恭一 北海道建設部技監)

副支部長 古谷 惠一 北海道電力(株)執行役員土木部長

"清水 康行 北海道大学大学院工学研究院教授

商 議 員 任期(26.5~28.4)

大貫 浩幸 清水建設(株)北海道支店副支店長

(蔵田 忠廣 清水建設(株)北海道支店副支店長)

大木 康裕 飛島建設(株)札幌支店土木グループ土木部長

(山岸 保 飛島建設(株)札幌事業部土木部長)

西村 哲治 北海道電力(株)土木部土木企画グループリーダー

◎海原 卓也 北海道旅客鉄道(株)工務部工事課副課長

(吉田 徹 北海道旅客鉄道(株)工務部工事課副課長)

太田 祐司 (株) ドーコン執行役員交通事業本部副本部長

熊谷 守晃 日本高圧コンクリート(株) PC事業部 取締役

吉田 幸一 (株) 西村組 執行役員専務

◎☆清水 康行 北海道大学大学院工学研究院教授

(蟹江 俊仁 北海道大学大学院工学研究院教授)

石川 達也 北海道大学大学院工学研究院教授

中津川 誠 室蘭工業大学院工学研究科くらし環境系領域教授

早川 博 北見工業大学工学部社会環境工学科教授

山崎 真一 国土交通省北海道開発局建設部河川工事課長

小林 敏克 北海道建設部技監

(岡田 恭一 北海道建設部技監)

坂倉 淑文 札幌市建設局下水道施設部長

都築 保勇 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

鉄道建設本部 北海道新幹線建設局次長

(渡邊 修 鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

鉄道建設本部 北海道新幹線建設局次長

川村 和幸 荒井建設株式会社取締役副社長

商 議 員 任期(27.5~29.4)

斉藤 義浩 鹿島建設(株)北海道支店土木部長

(桜井 孝男 鹿島建設(株)北海道支店土木部長)

市橋 俊夫 大成建設(株)札幌支店営業部部長

中谷 了 東日本高速道路(株)北海道支社技術部長

(垂水 祐二 東日本高速道路(株)北海道支社技術部長)

工藤 正彦 北海道電力 (株) 土木部土木エンジニアリンググループ リーダー

◎菅原 登志也 (株) ドーコン交通事業本部構造部上席技師長

○横田 弘 北海道大学大学院工学研究院教授

杉山 隆文 北海道大学大学院工学研究院教授

髙野 伸栄 北海道大学公共政策大学院准教授

木村 克俊 室蘭工業大学大学院工学研究科教授

澤村 秀治 函舘工業高等専門学校社会基盤工学科教授

〇石田 悦一 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部長

◎熊谷 政行 国土交通省北海道開発局建設部道路建設課長

和田 忠幸 国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課長

◎田中 洋海 北海道建設部土木局河川砂防課砂防災害担当課長

(山田 宏治 北海道建設部土木局河川砂防課砂防災害担当課長)

有澤 貴博 北海道建設部まちづくり局都市環境課長

(飯塚 賢司 北海道建設部まちづくり局都市環境課長)

高松 康廣 札幌市中央区長

浜本 聡 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所寒地水圏研究

グループ長

西本 聡 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所寒地基礎技術

研究グループ長

○印は理事を兼ねる。

☆印は役員候補者選考委員会素案作成部会委員を兼ねる。

○印は役員候補者選考委員会委員を兼ねる。

監 査 役 任期(26.5~28.4)

山田 秀平 (株) 大林組札幌支店営業部営業部長

監 査 役 任期(27.5~29.4)

上田 裕章 国土交通省北海道開発局港湾空港部港湾建設課港湾保安保全推進官

幹事長・副幹事長 任期(27.5~28.4)

幹 事 長 北谷 啓幸 北海道建設部土木局河川砂防課長

(南部 泰藏 北海道建設部土木局河川砂防課長)

副幹事長 山田 朋人 北海道大学大学院工学研究院准教授

幹 事 任期(26.5~28.4)

種綿 順一 大成ロテック (株) 北海道支社技術室

小松 正宏 東日本高速道路(株)北海道支社技術部技術企画課

(谷藤 義弘 東日本高速道路(株)北海道支社技術部技術企画課)

渡辺 浩明 北海道電力(株)土木部原子力土木グループ

(高辻 浩徳 北海道電力(株)土木部原子力土木グループ)

谷口 恵一 北海道旅客鉄道(株)工務部工事課

(柏谷憲一郎 北海道旅客鉄道(株)工務部工事課)

木村 一郎 北海道大学大学院工学研究院

石井 一英 北海道大学大学院工学研究院

栗橋 祐介 室蘭工業学大学院工学研究科

木内 伸洋 北海道工業大学空間創造学部都市環境学科

(井田 直人 北海道工業大学空間創造学部都市環境学科)

上浦 正樹 北海学園大学工学部社会環境工学科

(佐々木康彦 北海学園大学工学部社会環境工学科)

舘崎 真司 清水建設(株)北海道支社 土木技術部

渡辺 暁央 苫小牧工業高等専門学校環境都市工学科

山﨑 俊夫 函館工業高等専門学校社会基盤工学科

高橋 賢司 北海道開発局建設部河川計画課

(森田 共胤 北海道開発局建設部河川計画課)

山本 浩之 北海道建設部まちづくり局都市環境課

(新田 和宏 北海道建設部まちづくり局都市環境課)

前田 俊一 土木研究所寒地土木研究所寒地河川チーム

(丸山記美雄 土木研究所寒地土木研究所寒地道路保全チーム)

高橋 尚人 土木研究所寒地土木研究所寒地交通チーム

#### 幹 事 任期(27.5~29.4)

佐藤 廣直 鹿島建設(株)北海道支店土木部

二階堂直樹 大成建設(株)札幌支店土木営業部

金子 潤一 五洋建設(株)札幌支店営業部

大村 宣明 (株) ドーコン水工事業本部河川部

小林 一人 (株) 構研エンジニアリング防災施設部

橋本 勝文 北海道大学大学院工学研究院

磯部 公一 北海道大学大学院工学研究院

▲有村 幹治 室蘭工業大学大学院工学研究科

川口 貴之 北見工業大学工学部社会環境工学科

今 尚之 北海道教育大学教育学部札幌校

小幡 卓司 北海学園大学工学部社会環境工学科

葛西 敏行 北海道開発局建設部道路建設課

斉藤 伸也 北海道建設部土木局河川砂防課

松田 哲夫 北海道建設部土木局河川砂防課

(滝田 哲也 北海道建設部土木局河川砂防課)

茂木 秀則 札幌市建設局自転車対策課

矢野 伸弥 札幌市建設局総務部道路管理課

原口 征人 一社) 北海道開発技術センター

▲山田 菊子 東京工業大学理工学研究科(朝倉研究室)

▲田口 伸吾 (株)大林組土木工事部

▲早野 亮 (株)ドーコン交通事業本部防災保全部

▲猪子敬之介 札幌市水道局給水部工事課

▲大井 元揮 一社) 北海道開発技術センター

▲木本 光則 (株)ドーコン交通事業本部交通部

▲岩田 圭佑 土木研究所寒地土木研究所地域景観ユニットチーム

任期(27.5~28.4)

△羽二生 望 (株)ドーコン技術推進本部技術情報部

# ▲印は北海道支部活性化WG担当幹事

△印は北海道支部活性化WG担当幹事(前任幹事長枠~任期1年)

# 土木学会北海道支部規程一部改正

昭和13年4月23日 制 定 昭和39年4月30日 一部改正 昭和47年4月28日 IJ 昭和57年5月21日 IJ 昭和62年5月26日 IJ 平成9年5月27日 IJ 平成11年4月30日 IJ 平成23年3月18日 IJ 平成23年6月17日 IJ 平成24年5月11日 IJ 平成27年5月15日

(総則)

第1条 公益社団法人土木学会(以下「学会」という。)細則(以下「細則」という。)第1条第2 項第1号の規定により設ける北海道支部(以下「支部」という。)の運営に関しては、細則 第4条の規定により、学会定款(以下「定款」という。)及び細則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(事業)

- 第2条 支部は、細則第2条第1号に規定する範囲において、定款第4条に規定する学会の事業のうち次の事業を分掌する。
  - (1) 土木工学に関する調査、研究
  - (2) 土木工学の発展に資する国際活動
  - (3) 土木工学に関する建議並びに諮問に対する答申
  - (4) 土木工学に関する図書、印刷物の刊行
  - (5) 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施
  - (6) 土木工学に関する奨励、援助
  - (7) 土木工学、土木事業又は定款第3条に定める学会の目的遂行に関して著しい貢献をしたものの表彰
  - (8) 土木工学教育及び土木技術者教育への支援
  - (9) 土木に関する啓発及び広報活動
  - (10) 土木関係資料の収集・保管・公開
  - (11) その他学会の目的を達成するために必要なこと

(支部役員)

- 第3条 支部に、次の支部役員を置く。
  - (1) 支部長 1名
  - (2) 副支部長 2名
  - (3) 商議員 35名以内
  - (4) 監査役 2名
  - (5) 幹事長 1名
  - (6) 副幹事長 1名
  - (7) 幹事 45以内

(支部役員の選任)

- 第4条 支部長については、細則第3条第2項の規定に基づき、細則第13条の規定により支部に所属 する会員(以下「支部会員」という。)のうち個人会員(以下「支部個人会員」という。) から商議員会が候補者を選出し、支部総会の決議を得て理事会に諮るものとする。
  - 2 副支部長は、支部個人会員から支部長が候補者を選出し、支部総会の決議を得て委嘱する。
  - 3 商議員及び監査役は、商議員会が候補者を選出し、支部総会の決議を得て支部長が委嘱する。
  - 4 幹事長については、細則第3条第3項の規定に基づき、支部個人会員から支部長が選任し、 委嘱する。
  - 5 副幹事長及び幹事は、支部長が選任し、委嘱する。
  - 6 支部個人会員が理事又は役員候補者選考委員となった場合、着任日から商議員となるものと する。

#### (支部役員の任期)

- 第5条 支部役員の任期は、原則として次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。
  - (1) 支部長 1年
  - (2) 副支部長 1年
  - (3) 商議員 2年 原則として毎年半数交代
  - (4) 監査役 2年 原則として毎年半数交代
  - (5) 幹事長 1年
  - (6) 副幹事長 1年
  - (7) 幹事 2年 原則として毎年半数交代
  - 2 支部役員の任期は、支部総会開催の翌日からとする。ただし、任期満了後でも後任者が就任 するまでは、その職務を行わなければならない。
  - 3 支部長が欠けたときは、補欠を選任するものとする。この場合、その選任については、第4 条第1項の規定を準用するものとする。
  - 4 支部長以外の支部役員が欠けたときは、原則として所属機関から補欠の推薦を受けるものとする。

# (支部役員の報酬)

第6条 支部役員は無給とする。

(支部役員の職務)

- 第7条 支部役員は、次の職務を行う。
  - (1) 支部長は、支部を代表し、支部会務を総括する。
  - (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行する。
  - (3) 商議員は、商議員会を構成し、支部会務について審議する。
  - (4) 監査役は、支部の会計を監査し、その結果を商議員会及び支部総会に報告する。
  - (5) 幹事長は、支部長及び副支部長を補佐し、支部会務を処理する。
  - (6) 副幹事長は、幹事長を補佐し、必要に応じて幹事長の職務を代行する。
  - (7) 幹事は、幹事長及び副幹事長とともに支部幹事会を構成し、幹事長及び副幹事長を補佐して支部会務を執行する。

#### (支部総会)

- 第8条 支部長は、毎事業年度終了後定時総会前に支部総会を開催し、また、必要に応じて臨時支部 総会を開催する。
  - 2 支部総会は、支部会員のうち正会員(以下「支部正会員」という。)すべてをもって構成し、 議長は、支部長がこれに当たる。
  - 3 支部総会は、次の事項について決議する。

- (1) 支部の事業報告及び決算報告
- (2) 支部の規程等の制定及び改正
- (3) 支部長候補者
- (4) 副支部長、商議員及び監査役の選任
- (5) その他、支部運営に関する重要事項
- 4 支部総会は、支部正会員の20分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。ただし、委任状を提出した者については、出席者とみなす。

#### (商議員会)

- 第9条 商議員会は、支部長、副支部長及びすべての商議員をもって構成し、議長は支部長がこれに 当たる。
  - 2 商議員会は、原則として年2回以上開催することとし、支部長が招集する。
  - 3 商議員会は、次の事項について決議する。
    - (1) 支部の事業計画及び予算
    - (2) 支部長候補者の選出
    - (3) その他、支部総会の権限に属するものを除く、支部運営に関する基本的事項
  - 4 商議員会は、全商議員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で決議する。 ただし、委任状を提出した者については、出席者とみなす。

#### (支部幹事会)

- 第10条 支部幹事会は、幹事長、副幹事長及びすべての幹事をもって構成し、議長は幹事長がこれに 当たる。
  - 2 支部幹事会は、原則として年2回以上開催するものとし、幹事長が招集する。
  - 3 支部幹事会は、商議員会で決議された事業計画及び予算に基づき、支部会務を執行する。 (支部委員会)
- 第11条 支部長は、第2条の事業を行うため、必要があるときは、支部委員会を設けることができる。 (職場班)
- 第12条 支部と支部会員との連携を深め、支部運営を円滑にするため、細則第6条の規定により、支 部に職場班を置くことができる。
  - 2 職場班を置いた場合、細則第6条第2項の規定により報告するものとする。

#### (分会)

- 第13条 地域毎の支部会員の情報伝達を促進し、支部運営の効果を向上させるために、細則第5条の 規定により、支部に分会を置くことができる。
  - 2 分会は、分会の組織、運営等に関する基本的な事項を定める分会規約等を、支部商議員会の承認を得て制定するものとする。

#### (支部賛助会員)

- 第14条 支部の事業を円滑に運営するため、細則第18条第4項の規定により、支部に賛助会費を納入 するものを支部賛助会員とすることができる。
  - 2 支部賛助会員は、支部主催の各種行事に参加することができる。

#### (支部会計)

- 第15条 支部の経費は、交付金、行事参加費、広告費、賛助会費、その他をあてる。
  - 2 支部の事業計画及び予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、支部長が作成し、 商議員会の承認を得た上、速やかに定款第13条第2項第1号の規定による会長等に報告しなけ ればならない。これを変更する場合も、同様とする。
  - 3 支部の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、支部長が作成し、監査役の監査を

受けた上で、商議員会の承認を得て、定時支部総会おいて、事業報告についてはその内容を報告し、決算については承認を受けなければならない。

4 支部長は、前項の規定により報告し又は承認された事業報告及び決算を速やかに会長等に報告しなければならない。

#### (支部事務局及び職員)

- 第16条 支部会務を執行するため、細則第7条の規定により支部に事務局を設け、支部事務局長1名 を含む有給の職員を置く。
  - 2 前項の規定による支部事務局長については、細則第57条の規定により、着任にあたり理事会の承認を得るものとする。

#### (規程の改正等)

- 第17条 この規程は、支部総会の承認を経て、細則第4条の規定により理事会の承認を得て改正することができる。
  - 2 支部の会計、資金等に係る規程類については、細則第4条第2号の規定により、理事会の承認を得て制定・改正することができる。
  - 3 前項に規定するもののほか、この規程の施行に必要な支部の規程類については、各々支部幹事会が定める機関の承認を得て制定することができる。

附 則 この規程は昭和62年5月26日から施行する。

附 則(平成23年3月18日 理事会議決) この変更規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則(平成23年6月17日 理事会議決)この変更規程は平成23年年6月17日から施行する。

附 則(平成24年5月11日 理事会議決)この変更規程は平成24年年5月11日から施行する。

附 則(平成27年5月15日 理事会議決)この変更規程は平成27年年5月15日から施行する。

# 土木学会北海道支部内規の一部改正

(昭和51年6月25日 一部改正) (昭和57年3月15日 一部改正) (昭和61年4月23日 一部改正) (昭和62年5月26日 一部改正) (平成8年7月22日 一部改正) (平成10年4月28日 一部改正) (平成11年4月30日 一部改正) (平成21年4月24日 一部改正) (平成23年4月1日 一部改正)

(平成27年5月15日 一部改正)

- 第 1 条 商議員および幹事の定数はつぎのとおりとする。
  - 商議員 35名以内 幹 事 45名以内
- 第 2 条 本部役員候補者選考委員会委員は,商議員会が商議員の中から選考する。
- 第3条 任期中の役員移動後、その補充は原則としてその役員の所属する機関内から支部長が委嘱する。
- 第 4 条 規程第11条による運営委員会は,理事・本部役員候補者選考委員会委員・ 商議員および幹事長によって構成する。
  - 2. 運営委員会の構成人員は、6名ないし7名とし支部長が委嘱する。
  - 3. 運営委員会は、支部事務局の運営に関する重要な問題について支部長の諮問に応える。
- 第 5 条 土木工学に関する優秀な論文を発表した者に対して、別に定める奨励賞 授与規定および優秀学生講演賞授与規定により奨励賞、優秀学生講演賞を授 与することができる。
  - 2. 土木技術の進展に顕著な貢献をなしたと認められた技術(技術,業績,工法,構造物等)に対して,別に定める技術賞授与規定により技術賞を授与することができる。
  - 3. 長年にわたり土木学会北海道支部並びに北海道の土木技術の発展に顕著な貢献をした者に対して、別に定める功労賞授与規定により功労賞を授与することができる。
  - 4. 土木技術や土木構造物を通じて地域や北海道の発展に貢献したと認められる団体等に、別に定める地域活動賞選考委員会規程により地域活動賞を授与することができる。
- 第 6 条 事務局職員の給与は、給与規則による。
- 第 7 条 支部賛助会員の年額は、1万5千円以上とする。
  - 2. 同会員の社内従業員は、支部主催の各種行事に参加できる。
- 第8条 支部通常総会の開催期日の決定にあたっては、本部総会期日と重複しないようにするものとする。

- 第 9 条 事務局の運営について幹事長は、地盤工学会北海道支部及び北海道土木 技術会と年度当初或いは必要の都度協議を行うものとする。
  - 附 則 この変更内規は土木学会北海道支部規程改正の日(平成23年4月1日) から施行する。
  - 附 則 この変更内規は土木学会北海道支部規程改正の日(平成 27 年 5 月 15 日) から施行する。

### 土木学会北海道支部 災害緊急対応規則

#### (総則)

第1条 この規則は、北海道地域において重大なる災害(以下、重大災害 という)が発生 した場合の土木学会北海道支部の緊急対応に関する事項を定めるものである。

#### (組織)

- 第2条 支部長は、不時の災害発生に備えて支部規程第11条の規程に基づき「災害緊急 対応委員会」(以下、委員会という)を設置しなければならない。
  - 2. 委員会の構成は、次の通りとする。
    - (1) 委員長(支部長兼務)
    - (2) 副委員長
    - (3) 委員(数名)
  - 3. 委員は、北海道支部会員の中から支部長が指名し委嘱する。
  - 4. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
  - 5. 委員会は委員長が招集する。
  - 6. 委員長に事故があった場合または委員長としての職務の執行が極めて困難な場合 には、副委員長がその職務を代行する。

#### (災害緊急対応委員会の職務)

- 第3条 委員会は次の職務を行う。
  - 1. 重大災害発生時における災害緊急調査団(以下、調査団という)派遣等の緊急対応に関する事項の決定。
  - 2. 重大災害の発生に備えて事前に調査団員候補者リストを作成する。
  - 3. 調査団長及び調査員の委嘱並びに調査対象関係機関への調査団受け入れ及び調査に対する協力の要請を行う。
  - 4. 前項に規程する調査団長及び調査員の委嘱は、規則第5条1項に規程する要請をもって委嘱とみなす。
  - 5. その他、委員長が必要と認めた事項

#### (災害緊急調査団派遣の決定)

第4条 委員会は、重大災害発生後、直ちに調査団を派遣すべきか否かを決定する。ただし、緊急性が高い場合には、委員会委員の発議により委員長が派遣を決定できるものとする。この場合には事前若しくは事後に可及的速やかに委員会の承認を得なければならない。

#### (調査団の構成及び結成)

- 第5条 委員会は、第3条第2項に基づき事前に作成された調査団員候補者リストの中から団長を選任し、調査団長就任を要請する。委員会は、調査団長と連絡を密に取りながら調査員候補者リストの中から調査団員を選任し、調査団への参加を要請する。
  - 2. 前項の記載にかかわらず、調査団長が必要と認める場合には委員会と協議の上、調査員候補者以外にも災害発生地に関連する支部会員等を調査員に指名出来るものとする。

#### (調査団の派遣期間)

第6条 調査団の派遣期間は原則として5日以内とする。

ただし、災害規模や学術的資料収集上、調査日数の延期が必要と調査団長が判断した場合は、その旨を委員長に具申して承認を得た場合に限り、派遣期間の延長をすることが出来る。

#### (費用)

第7条 調査団の派遣に係わる費用は、原則として土木学会北海道支部緊急災害調査資金 から支出する。

#### 附則

- 1. この規則に記載のないものについては、別に定める災害緊急対応規則内規によるものとする。
- 2. この規則の改正は、商議員会の議決を得て、総会の承認を得なければならない。
- 3. この規則は、平成20年4月24日から実施する。

#### 附則

この変更規則は土木学会北海道支部規程改正の日(平成23年4月1日)から施行する。

### 土木学会北海道支部 災害緊急対応規則内規

(平成20年6月19日制定)

- 第1条 この内規は、土木学会北海道支部災害緊急対応規則(以下、支部規則という)の実施に関する事項を定める。
  - 2. 支部規則および本内規でいう、災害緊急調査団(以下、調査団という)は、北海道内において重大なる災害(以下、重大災害という)が発生した場合、緊急にその被災状況を把握し、事後の災害対策に資する資料の収集及び関係機関に対して学術的助言等の活動を行う事を目的とする。

#### (重大災害の定義)

- 第2条 支部規則第1条の「重大災害」とは、次に定める各号の一に該当するものをいう。
  - 1) 社会基盤施設に甚大な被害が発生した自然災害
  - 2) 多数の死傷者が発生した自然災害
  - 3) 被害の程度は甚大ではないが、学術的見地から緊急調査が必要と判断される自然災害
  - 4) 被害の内容が、前各号の一に相当すると認められる社会基盤施設に関する災害や事故

#### (災害緊急対応委員会の組織)

- 第3条 支部規則第2条の「災害緊急対応委員会」(以下、委員会という) は、以下によって構成 する。
  - 2. 委員会の構成は、次の通りとする。
    - 1) 委員長 1名(支部長兼務)
    - 2) 副委員長 1名
    - 3) 委員 (数名)
  - 3. 委員は、北海道支部会員の中から支部長が指名し委嘱する。ただし、北海道支部幹事長を含むものとする。
  - 4. 副委員長は、委員の互選により選出する。
  - 5. 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、支部長および支部幹事長については支 部役員の任期間とする。
  - 6. 委員会は委員長が招集する。
  - 7. 委員長に事故があった場合または委員長としての職務の執行が極めて困難な場合には、副委員長がその職務を代行する。
  - 8. 事務局は、支部事務局とする。

#### (災害緊急対応委員会の職務)

- 第4条 委員会は、次の職務を行う。
  - 1. 調査団派遣の決定

- (1)委員会は、重大災害発生後、直ちに調査団を派遣すべきか否かを決定する。ただし、 緊急性が高い場合には、委員会委員の発議により委員長が派遣を決定できるものとす る。この場合には事前若しくは事後に可及的速やかに委員会の承認を得なければなら ない。
- (2)委員会の承認は、過半数の委員の賛成をもって行う。
- 2. 調査団員候補者リストの作成
  - (1) 土木学会北海道支部会員の中から、災害区分毎に、調査団員候補者リストを作成する。ただし、調査団員候補者リストへの掲載には本人の承諾を必要とする。
  - (2)調査団員候補者リストを作成する災害は次のとおりとする。
    - (ア) 地震動
    - (イ)構造
    - (ウ) 地盤
    - (工)津波
    - (t)洪水·風水害
    - (カ)地すべり・岩盤崩壊
  - (3)調査員候補者リストは、原則として、2年ごとに見直すこととする。
- 3. 調査団の編成及び結成
  - (1)委員会は、調査員侯補者リストの中から調査団長を選任し、緊急連絡を取って調査団長就任を要請し委嘱する。
  - (2) 委員会は、指名した調査団長と連絡を密に取りながら、災害の発生地域、災害規模、 学術的見地上の重要性等を勘案のうえ、原則として調査員候補者リストの中から調 査員を選任し、調査団への参加を要請し委嘱する。
  - (3)調査員の人数は、災害の規模などに応じ、委員長と調査団長の協議によりその都度 定める。
  - (4)委員会は、調査の緊急性、調査対象地域の特性の周知等を勘案して調査団長が必要と認める場合には、調査員候補者リスト以外の支部会員等を指名することもできる。
  - (5)調査団長は基礎的資料収集のために、必要に応じて若干名の調査補助員を選任して調査団への参加を要請することができる。調査補助員とは調査団員の職務を補助する者である。
- 4. 調査団との対応

委員長は、調査団からの報告を受けて調査期間の延長等、調査に関する事項についての決定および指示を行う。

- 5. 他機関との対応
  - (1)委員会は、現地調査に先立ち、調査対象関係機関への調査団受け入れおよび調査に 対する協力の要請を行うとともに、必要に応じては調査対象機関の事前了解を得る など調査の実施に係る事項について密接に連絡をとる。
  - (2)委員会は、調査団長と密接に連絡をとりつつ、他の学協会および団体が派遣する調査団との連絡、調整ならびに協力を行う。

#### (調査団の職務)

第5条 調査団(以後、調査団長を含む)は、災害に対して高度な専門知識を有する土木学会員と

して、社会に対する土木学会の責務および技術者としての倫理観を深く自覚し、次の各号の職務を遂行しなければならない。

- (1)調査団長の指示に基づき速やかに被災現地に赴き、事後の災害対策に資する資料の収集および関係機関に対して技術的助言等の活動を行う事を目的として、調査活動に精励しなければならない。
- (2)調査団員は、自己の責任において所属先に必要な出張手続き等を取った上で調査団に参加するものとする。
- (3)調査団員は、自己の責任において危険回避の責務を負うものとする。
- (4)調査団員は、土木学会会員証、名札(もしくは腕章)、ヘルメットを携行しなければ ならない。
- (5)調査団員は、災害現地での調査活動に際しては、土木学会としての中立性の堅持に最大限の努力を払うものとする。
- (6) 緊急調査結果を報道機関に提供あるいは発表する際には、調査団長が調査団を代表して行い、委員長に事前に報告する。この場合、土木学会としての中立性を堅持するとともに、土木学会調査団としてのモラルと責務を十分認識し、技術的に最新の情報を科学的根拠に基づいて客観的に提供する。
- (7)調査団が、調査箇所を所管する機関から対策等についての相談を受けた場合には、 調査結果から得た技術的判断に基づき、調査団長が調査団員の意見等を取りまとめ た上で、適切なる助言を行う。この場合、その内容を委員長に事後報告しなければ ならない。
- (8) 調査団長は、現地調査終了後、緊急調査結果をできるだけ速やかにとりまとめて委員会に提出しなければならない。

#### (調査団の派遣日数)

第6条 調査団の派遣日数は原則として5日以内とする。ただし、災害規模や学術的資料収集上、 調査日数の延期が必要と調査団長が判断し、その旨を委員長に具申して承認を得た場合に 限り、派遣期間の延長をすることができる。

#### (派遣の費用等)

- 第7条 調査団の派遣に係わる費用は、原則として、「土木学会北海道支部災害緊急調査基金」(仮 称)から、次の各号により支出するものとする。
  - (1)調査団長及び調査団員からの支払い請求を受けて、土木学会北海道支部が支払う。
  - (2)調査費の支出範囲は、原則として、旅費、宿泊費、会議費、通信費、現地調査に必要な諸費用、報告書作成費等とする。ただし、文部科学省科学研究費補助金など他からの費用で派遣される場合には、この限りではない。
  - (3) 土木学会北海道支部は、調査団長及び調査団員に対して、調査期間をカバーする傷害保険をかけるものとする。

#### (付則)

- 第1条 本内規の決定および改正は、委員会の議決による。
  - 2. 本内規は平成20年6月19日から実施する。

#### 土木学会北海道支部選奨土木遺産選考委員会規程

(平成14年4月26日 制定)(平成22年4月27日 一部改定)

(総 則)

第1条 「土木学会選奨土木遺産選考委員会の構成および運営に関する内規(案)」に基づき、土木学会北海道支部が推薦する選奨土木遺産候補(以下「土木遺産候補」という。)の選考はこの規程による。

#### (選考の対象)

第2条 土木遺産候補は、北海道内に存する土木構造物の中から選考する。

#### (選考委員会)

- 第3条 土木遺産候補を選考するために、土木学会北海道支部選奨土木遺産選考委員会 (以下「委員会」という。)を設置する。
- 第4条 委員会は10人程度をもって構成する。
- 第5条 委員は支部所属の会員の中から土木学会北海道支部長(以下「支部長」という。) が委嘱し、その任期は1年とし、再任は妨げない。
- 第6条 選考委員会の委員長および幹事長は、委員が互選する。委員長は必要に応じて委 員兼幹事を指名することができる。

#### (候補の推挙)

#### 第7条

- 1. 支部長は、土木学会本部より選奨土木遺産支部推薦の依頼があった場合には、委員会に推薦候補の選考を諮問する。
- 2. 委員会は選考の諮問を受けた場合には協議、調査等を行い、土木遺産候補の管理者・所有者と調整を図った上、選考理由を付して支部長に答申する。
- 3. 支部長は、委員会が選考した土木遺産候補を、土 木学会選奨土木遺産選考委員会 に推薦する。

#### (附則)

本規程は平成14年4月26日より施行する。

#### (附則)

この変更規程は平成22年4月28日より施行する。

# 土木学会北海道支部功労賞授与規定

(平成10年4月 制定)

(総 則)

- 第 1 条 土木学会北海道支部功労賞(以下「功労賞」という。)の授与はこの規定による。
- 第 2 条 功労賞は、長年にわたり土木学会北海道支部並びに北海道の土木技術の発展に顕著な貢献をしたと認められるものの中から選ばれる。

(選考委員会)

- 第 3 条 功労賞を選考するために、土木学会北海道支部功労賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)をおく。
  - 2. 選考委員会は委員5人以内をもって構成する。
  - 3. 委員は支部所属の会員の中から支部長が委嘱し、その任期は1年とし、再任は妨げない。
  - 4. 選考委員会の委員長は、委員が互選する。

(賞の決定,表彰の時期・方法)

第 4 条 功労賞は商議員会において決定し、表彰は支部通常総会において賞状および副賞 を授与して行う。

# 土木学会北海道支部奨励賞授与規定

(昭和36年4月 制定)

(昭和36年10月 改定)

(昭和52年12月 改定)

(総 則)

- 第 1 条 土木学会北海道支部奨励賞(以下「奨励賞」という。)の授与はこの規定による。 (奨励賞の対象)
- 第 2 条 奨励賞は、支部発行の「論文報告集」に掲載された研究論文および計画、設計、施工、考案等の報告業績で、土木工学に関する学術および技術の進歩発展に寄与すると認められるものの中から選ばれる。

(選考委員会)

- 第 3 条 奨励賞を選考するために土木学会北海道支部奨励賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)をおく。
  - 2. 選考委員会は委員5人以内をもって構成する。
  - 3. 委員は支部所属の会員の中から支部長が委嘱し、その任期は1年とする。
  - 4. 選考委員会の委員長は委員が互選する。

(賞の決定・表彰の時期・方法)

第 4 条 奨励賞は商議員会において決定し、表彰は支部通常総会において賞状および副賞 を授与して行う。

# 土木学会北海道支部優秀学生講演賞授与規定

(平成21年4月 制 定) (平成24年4月25日 一部改正)

(総 則)

第 1 条 土木学会北海道支部優秀学生講演賞(以下「優秀学生講演賞」という。)の授与 はこの規定による。

(優秀学生講演賞の対象)

- 第 2 条 優秀学生講演賞は、北海道支部年次技術研究発表会において、土木技術や研究成果等について優れた講演を行ったと認められるものの中から選ばれる。
  - 2. 授賞の対象となる講演者は、支部所属の学生会員とする。 ただし、大学院博士後期課程の学生を除く。

(選考委員会)

- 第 3 条 優秀学生講演賞を選考するために土木学会北海道支部優秀学生講演賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)をおく。
  - 2. 選考委員会は委員5人以内をもって構成する。
  - 3. 委員は支部所属の会員の中から支部長が委嘱し、その任期は1年とする。
  - 4. 選考委員会の委員長は委員が互選する。

(賞の決定・表彰の時期・方法)

第 4 条 優秀学生講演賞は商議員会において決定し、表彰は卒業までに行なう。

# 土木学会北海道支部技術賞授与規定

(昭和52年12月 制定)

(総 則)

第 1 条 土木学会北海道支部技術賞(以下「技術賞」という。)の授与についてはこの規 定による。

(技術賞の対象)

第 2 条 技術賞は、北海道内において、土木事業の計画、設計、施工等に関し、土木技術 の進展に顕著な貢献をなしたと認められるすぐれた技術(技術、業績、工法、構造物等) の中から選ばれる。

(選考委員会)

- 第 3 条 技術賞を選考するために土木学会北海道支部技術賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)をおく。
  - 2. 選考委員会は委員10人程度をもって構成する。
  - 3. 委員は原則として支部所属の会員の中から支部長が委嘱し、その任期は1年とし、再任 を妨げない。
  - 4. 選考委員会の委員長は委員が互選する。

(賞の決定,表彰の時期,方法)

第 4 条 技術賞は、商議員会において決定し、表彰は通常総会において賞状および副賞を 授与して行う。

この技術賞は、本部の技術賞等と重複して授賞することができる。

# 土木学会北海道支部技術賞候補募集要項

#### (候補対象)

北海道内において、土木事業の計画、設計、施工等に関し、土木技術の進展に顕著な貢献 をなしたと認められるすぐれた技術(技術、業績、工法、構造物等)。

#### (受賞候補者)

個人または団体および土木構造物等。

#### (候補の範囲)

過去2ヵ年間におおむね終了したもの。

#### (応募および推薦の方法)

1. 自ら応募する場合

支部の応募用紙に必要事項を記載し、当該年度の2月末日までに支部長宛提出する。

2. 推薦する場合

推薦者は支部の推薦用紙に必要事項を記載し、当該年度の2月末日までに支部長宛提 出する。

3. 支部長よりの推薦依頼による場合

支部長は選考委員会の委員にあらかじめ推薦の依頼を行い,委員の推薦によるものを 候補に加える。なお,土木学会本部の技術賞,技術開発賞,田中賞などと重複して応募 あるいは受賞してもよい。

#### (審 查)

土木学会北海道支部技術賞選考委員会において行う。

毎年3件程度を受賞の対象とする。

#### (表 彰)

当該年度の土木学会北海道支部通常総会において行い、賞状、副賞を贈る。

# 土木学会北海道支部地域活動賞選考委員会規程 (平成19年10月15日 制定)

#### (総 則)

第1条 土木学会北海道支部地域活動賞(以下「活動賞」という。)の授与に ついてはこの規程による。

#### (活動賞の対象)

第2条 活動賞は、北海道内において、土木技術や土木構造物を通じて地域 や北海道の発展に貢献したと認められる団体等の中から選ばれる。

#### (選考委員会)

- 第3条 活動賞を選考するために、土木学会北海道支部地域活動賞選考委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。
- 第4条 委員会は5名以内をもって構成する。
- 第5条 委員は支部所属の会員の中から土木学会北海道支部長(以下、「支部長」という。)が委嘱し、その任期は1年とし、再任は妨げない。
- 第6条 選考委員会の委員長は、委員が互選する。

#### (賞の決定、表彰の時期、方法)

第7条 活動賞は、商議員会において決定し、表彰は支部通常総会において 賞状および副賞を授与して行う。

#### (付則)

本規程は平成19年10月15日より施行する。

### 土木学会北海道支部地域貢献事業規程

平成22年3月19日 制 定 平成24年5月11日 一部改正 平成25年5月10日 "

(総則)

第1条 この規程は、土木学会公益増進事業規程第8条の規定に基づき北海道支部(以下「本支部」という。)が実施する地域貢献事業(以下「本事業」という。)に適用する。

第2条 本事業は、地域の活力を確保するため、本支部が地域の課題解決に向け取り組むべき社会基盤整備に係る施策を支える人材の育成及び地域の安全・安心の確保に係る活動を支援することを目的とする。

#### (事業)

- **第3条** 第2条の目的を達成するため、定款第4条に規定する事業の一環として、次の各号に掲げる事業への支援を実施する。
  - (1) 定款第4条第1号に規定する事業のうち、緊急災害調査
  - (2) 定款第4条第6号に規定する事業のうち、支部表彰
  - (3) 定款第4条第9号に規定する事業のうち、土木に関する啓発・広報
  - (4) 定款第4条第11号に規定する事業のうち、創立記念事業等を通じた社会貢献

#### (事業の原資)

第4条 本事業は、別途「土木学会北海道支部地域貢献事業に係る資金に関する規則」に 定める「北海道支部地域貢献資金」を原資として行う。

#### (運堂

第5条 本事業の運営の方法等については、別途「土木学会北海道支部地域貢献事業に係る運営に関する規則」で定める。

#### (規程の変更)

第6条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則(平成22年3月19日 理事会議決) この規程は、平成22年3月19日から施行する。 附則(平成24年5月11日 理事会議決) この変更規程は、平成24年5月11日から施行する。

**附則**(平成25年5月10日 理事会議決) この変更規程は、平成25年5月10日から施行する。

# 土木学会北海道支部地域貢献事業に係る資金に関する規則

平成22年3月19日 制 定 平成24年5月11日 一部改正 平成25年5月10日 "

(目的)

第1条 この規則は、土木学会北海道支部地域貢献事業規程(以下「規程」という。)第4条の規定に基づき、地域貢献資金に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

#### (組成)

- 第2条 地域貢献資金は、次の各号に掲げる資金から成るものとする。
  - (1) 緊急災害調査資金(以下「災害調査資金」という。)
  - (2) 支部表彰資金
  - (3) 土木啓発広報資金(以下「啓発広報資金」という。)
  - (4) 創立記念事業等による社会貢献資金(以下「社会貢献資金」という。)

#### (使途)

- 第3条 地域貢献資金の使途は、次の各号に示す事業への支援に限定する。
  - (1) 災害調査資金 規程第3条第1号に規定する事業
  - (2) 支部表彰資金 規程第3条第2号に規定する事業
  - (3) 啓発広報資金 規程第3条第3号に規定する事業
  - (4) 社会貢献資金 規程第3条第4号に規定する事業

#### (構成)

- 第4条 地域貢献資金は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 第2条に規定する資金として寄附された財産
  - (2) 第2条各号に規定するいずれかの資金とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 土木ボランタリー寄附 (doboku Voluntary donor) として受け入れた財産
  - (4) 理事会において第2条各号に規定する資金に繰り入れることを議決した財産 (活用)
- 第5条 地域貢献資金は、各々次の2つに分類して活用する。
  - (1) 果実利用資金:第4条第4号に規定する財産をもって構成し、運用益を活用する資金
- (2) 普通資金 : 第4条第1号から第3号に規定する財産を取り崩して活用する資金 2 普通資金は、次の3つに分類して活用する。
  - (1) 一般型資金 : 原則として第4条第1号及び第4号に規定する財産をもって構成する資金
  - (2) 特別型資金 :原則として第4条第3号に規定する財産をもって構成する資金
  - (3) 指定型資金 : 原則として第4条第2号及び第4号に規定する財産をもって構成する資金
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条第2号の財産については、その20%を一般型資金と する。ただし、寄附にあたり一般型資金減免についての理由書(様式任意)が提出さ

れ、理事会がそれを承認した場合は、一般型資金を10%に減免することができる。

#### (管理運用)

第6条 地域貢献資金は特定資産とし、地域貢献資金のうち第4条第4号の財産は元本が 回収できる見込みが高く、且つ、高い運用益が得られる方法で管理する。

#### (充当)

- 第7条 第5条第1項の規定による果実利用資金については、運用益をもって事業の実施 に充当するものとし、元本は原則として取り崩さない。
- **2** 第5条第1項の規定による普通資金については、計画的な取り崩しおよび運用益により事業の実施に充当するものとする。
- **3** 前項の取り崩し額および運用益の額は、予算に計上しなければならない。 (**処分**)
- 第8条 第5条第1項の規定による果実利用資金については、事業の実施上やむを得ない 事由により、資金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。
- 2 第5条第1項の規定による普通資金については、事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて資金および運用益の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

#### (規則の変更)

第9条 この規則の変更は、理事会において行う。

**附則**(平成22年3月19日 理事会議決) この内規は、平成22年3月19日から施行する。 **附則**(平成24年5月11日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成24年5月11日から 施行する。

**附則**(平成25年5月10日 理事会議決) この変更規則は、平成25年5月10日から施行する。

### 土木学会北海道支部地域貢献事業に係る運営に関する規則

平成22年3月19日 制 定 平成24年5月11日 一部改正 平成25年5月10日 "

#### (総則)

第1条 この規則は、土木学会北海道支部(以下「支部」という。)地域貢献事業規程(以下「規程」という。)第5条に基づき、規程第1条で規定する地域貢献事業の細目について定める。

#### (地域貢献事業の種別)

- 第2条 地域貢献事業は、次の3種類を実施する。
  - (1) 一般型助成事業:土木学会北海道支部地域貢献事業に係る資金に関する規則で定める地域貢献資金のうち果実利用資金の果実及び一般型資金による規程第3条に定める活動への助成。
  - (2) 特別型助成事業:地域貢献資金のうち特別型資金による規程第3条に定める活動への助成。
  - (3) 指定型助成事業:地域貢献資金のうち指定型資金による規程第3条に定める活動への助成。

#### (寄附の公募)

第3条 地域貢献事業への寄附については、支部広報刊行物及び支部ホームページにより 公募する。

#### (寄附申込時期)

第4条 地域貢献事業への寄附の申し込みは、随時受け付ける。

#### (寄附申込手続)

- 第5条 地域貢献事業への寄附をしようとする者(以下「寄附申込者」という。)は、次の 各号により申込書を作成し、支部長に提出するものとする。
  - (1) 第2条第1項第1号に定める一般型助成事業を対象とする場合は、様式-1を用いる。
  - (2) 第2条第1項第2号に定める特別型助成事業を対象とする場合は、様式-2及び別途定める寄附金申込書を用いる。
  - (3) 第2条第1項第3号に定める指定型助成事業を対象とする場合は、様式-3を用いる。

#### (寄附金受入の審査・決定及び通知)

- 第6条 寄附金受入の可否は、支部幹事会(以下「幹事会」という。)で審査の上、理事会 が決定するものとする。
- 2 支部長は、第1項の結果をすみやかに寄附申込者に通知する。
- 3 第1項の審査・決定は、原則として申し込みがあった払込予定日より前に行う。
- 4 支部事務局は、払込を確認後すみやかに、寄附申込者に領収書を発行する。

- 5 支部事務局は、寄附申込者から申し出があった場合、申込書の受領書を発行する。 (緊急災害調査)
- 第7条 幹事会は、規程第3条第1号の支援として、「北海道支部災害緊急対応規則」に定める重大災害発生時における災害緊急調査団の派遣への支援を行うものとする。
- 2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

#### (支部表彰)

- 第8条 幹事会は、規程第3条第2号の支援として、支部が実施する表彰のうち、「北海道支部功労賞授与規定」、「北海道支部優秀学生講演賞授与規定」、「北海道支部奨励賞授与規定」、「北海道支部技術賞授与規定」および「北海道支部地域活動賞選考委員会規程」に定める賞状および副賞の授与への支援を行うものとする。
- 2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

#### (啓発・広報)

- 第9条 幹事会は、規程第3条第3号の支援として、支部が実施する土木に関する啓発・広報事業への支援を行うものとする。
- 2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

#### (社会貢献)

- 第10条 幹事会は、規程第3条第4号の支援として、支部が実施する創立記念事業等による 社会貢献事業への支援を行うものとする。
- 2 前項の支援の詳細については、幹事会が決定する。

#### (規則の変更)

第11条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則(平成22年3月19日 理事会議決) この内規は、平成22年3月19日から施行する。 附則(平成24年5月11日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成24年5月11日から 施行する。

**附則**(平成25年5月10日 理事会議決) この変更規則は、平成25年5月10日から施行する。

# (様式-1)

# 「土木学会北海道支部地域貢献資金」(一般型資金) 寄附申込書

/\ <del>}\</del> <del>}</del>	<u>-</u> □ √+	<u>-</u> . ↓ -	上七学	会 北海道支部	7		平原	戈	年	月	日
左 五 支 割		5人 -	上小子	云 北伊坦文司 殿	)						
土木	学会	北海	達道支音	『地域貢献資金	金への寄附	けを下記	己により	申込	みま	す。	
					記						
-							₩. <del></del>	左	п	□ +/ `*	<u> </u>
申	込	金	額	金		千円	平成	年	定	日払込	:7′
					氏名						印
					住所	<u>=</u>					
					電話者	番号 _		(	)		
					FA	Χ _		(	)		
注:振	<b>泛</b> 込銀	限行:	○○銀	限行○○支店	普通口層	至00000	)00 公	益社	団法。	人 土木	学会

北海道支部

# (様式-2)

# 「土木学会北海道支部地域貢献資金」(特別型資金) 寄附申込書

			平成	年	月	日
公益社団法人 土木 支部長	学会 北海道支部 殿	ß				
文部文	殿					
土木学会北海道	支部地域貢献資金	全への寄附を下記	己により申込	:みまっ	ナ。	
		記				
申 込 金 額	金	千円	平成年	月 定	日払込	予
		氏名				印
		住所 〒				
		電話番号	(	)		
		FAX	(	)		
注:振込銀行:〇( 北海	○銀行○○支店 毎道支部	普通口座00000	)00 公益社	団法丿	人 土木生	学会

# (様式-3)

「土木学会北海道支部地域貢献資金」(指定型資金) 寄附申込書

小 <u>*</u> ***********************************	兴久 北海洋土地	17	平成	Ż	年	月	日
公益社団法人 土木		12					
支部長	殿						
土木学会北海道支	<b>文部地域貢献資金</b>	全への寄附を	下記に。	よりほ	申込み	タます。	
		記					
申 込 金 額	<b>金</b>	千円	平成	年	月定	日払込	<del>——</del> 予
なお、この寄附金は 活動 <sup>注2)</sup>	[			カ	が行う	)〕 注1)	
行事( の助成に活用して頂く。	ようお願い申し	上げます。				) 注	2)
		氏名					印
		住所 <u>〒</u>					
		電話番号 _	(	(	)		
		FAX _	(	(	)		
注1) [ ]内に記載 注2) いずれか一方を 注:振込銀行:○○銀行	残し、他方は線	を引いて抹消	肖して下	さい	0		学会

北海道支部

# 十木学会北海道支部賛助会制度

### (趣 旨)

土木学会北海道支部は、土木工学の進歩と建設事業の発展を図ることを目的と する土木技術者の団体である。

この目的を北海道において実現するため、支部活動の発展を期し、つぎにより 支部賛助会制度を設ける。

#### (会 員)

- 1. 北海道支部賛助会員とは、支部事業増進の目的に賛同し、第3項に定める会費を納めた個人または団体をいう。
- 2. 北海道支部賛助会員は、支部における各種の行事に参加でき、支部刊行の技術関係資料を無償で配布される。

### (会 費)

- 3. 北海道支部賛助会員は、年額1万5千円以上の会費を支部に納めるものとする。
- 4. 北海道支部賛助会員の会費経理は、すべて支部会計で処理する。

# 土木学会北海道支部賛助会員名簿

平成 28 年 3 月 31 日現在

あ

葵 建 設 ㈱ 一般社団法人旭川建設業協会 荒 井 建 設 ㈱ ㈱安藤・間 札幌支店 い

㈱イーエス総合研究所 五十嵐建設㈱ ㈱ 生 駒 組 勇 建 設 ㈱ 伊藤組土建㈱ 岩 倉 建 設 ㈱ ㈱ 岩

岩田地崎建設㈱

小樽建設協会 带広建設業協会

か

鹿島建設㈱ 北海道支店 鹿島道路㈱ 北海道支店

₹

北日本港湾コンサルタント㈱ 北見土木技術協会 ㈱ 共 成 建 設 共和コンクリート工業㈱ ㈱近代設計 札幌支社

<

草野作工㈱ ㈱釧路製作所 ㈱熊谷組 北海道支店 こ

五洋建設㈱ 札幌支店

2

札建工業㈱三協建設㈱

し

㈱ジオテック 清水建設㈱ 北海道支店 白 崎 建 設 ㈱ ㈱シン技術コンサル 新太平洋建設㈱ 新日鐵住金㈱ 北海道支店 新日鐵住金㈱ 室蘭製鉄所 た

大成建設㈱ 札幌支店 大成ロテック㈱ 北海道支社 大北土建工業㈱ ㈱竹中土木 北海道支店

て

鉄建建設㈱ 札幌支店 ㈱ 寺 沢 組

株 田 中 組

لح

東急建設㈱ 札幌支店 ㈱ ドーコン 戸田建設㈱ 札幌支店 ドーピー建設工業㈱ 飛島建設㈱ 札幌支店 ㈱ 富 田 組

な

㈱ 中 山 組

1=

西松建設㈱ 札幌支店 ㈱ 西 村 組 日鐵住金セメント㈱ 日特建設㈱ 札幌支店 日本高圧コンクリート㈱ 日本道路㈱ 北海道支店 日本工営㈱ 札幌支店

の

㈱農土コンサル

は

パシフィックコンサルタンツ㈱ 北海道支社

㈱ 早 坂 組ハラダ工業㈱

7١

㈱ピー・エス三菱 札幌支店 菱 中 建 設 ㈱ ㈱廣野組 札幌支店 ふ 不 二 建 設 ㈱ 藤 建 設 ㈱ 不動テトラ㈱ 北海道支店

北海道軌道施設工業㈱ 北海道石灰化工㈱ 一般社団法人

北海道建設業協会 北海道建設業信用保証㈱ 北海道コンクリート工業㈱ 北 開 工 営 ㈱ 北 興 工 業 ㈱ 堀松建設工業㈱

ま

丸駒シビルサービス㈱ 丸彦渡辺建設㈱

4

水元建設㈱

三井住友建設㈱ 北海道支店 宮坂建設工業㈱

む

村井建設㈱

Ø)

明治コンサルタント(株)

ŧ

㈱ 盛 永 組

ゃ

山本建設㈱

合計 82 団体

# 土木学会正会員(法人)および特別会員名簿(北海道支部所属)

特級B	北海道電力㈱	1級D	五洋建設㈱札幌支店		岩見沢河川事務所
	,	1級D	齊藤建設㈱	1級D	北海道開発局
		1級D	㈱サッポロ		札幌開発建設部
			エンジニヤーズ		江別河川事務所
1級B	荒井建設㈱	1級D	㈱シー・イー・サービス	1級D	北海道開発局
1級B	岩田地崎建設㈱	1級D	JR北海道㈱		札幌開発建設部
1級B	(株)ドーコン	1級D	新太平洋建設㈱		千歳川河川事務所
1級B	㈱中山組	1級D	㈱ズコーシャ	1級D	北海道開発局
		1級D	㈱砂子組		札幌開発建設部
1級C	勇建設㈱	1級D	西江建設㈱		滝川河川事務所
1級C	伊藤組土建㈱	1級D	日本高圧コンクリート㈱	1級D	北海道開発局
1級C	㈱大林組札幌支店	1級D	㈱ネクスコ・エンジ		札幌開発建設部
1級C	鹿島建設㈱北海道支店		ニアリング北海道		豊平川ダム
1級C	㈱草別組	1級D	㈱農土コンサル		統合管理事務所
1級C	札建工業㈱	1級D	東日本高速道路㈱	1級D	北海道開発局
1級C	清水建設㈱北海道支店		北海道支社		小樽開発建設部
1級C	大成建設㈱札幌支店	1級D	北海道開発局	1級D	北海道開発局
1級C	㈱田中組	1級D	北海道開発局		小樽開発建設部
1級C	日鉄住金セメント㈱		旭川開発建設部		小樽道路事務所
1級C	宮脇大木建設㈱	1級D	北海道開発局	1級D	北海道開発局
1級C	村井建設㈱		旭川開発建設部		小樽開発建設部
1級C	㈱山田組		旭川河川事務所		岩内道路事務所
		1級D	北海道開発局	1級D	北海道開発局
			旭川開発建設部		小樽開発建設部
1級D	會沢高圧コンクリート㈱		旭川道路事務所		小樽港湾事務所
1級D	㈱アルファ水工	1級D	北海道開発局	1級D	北海道開発局
	コンサルタンツ		旭川開発建設部		帯広開発建設部
1級D	㈱イーエス総合研究所		士別道路事務所	1級D	北海道開発局
1級D	㈱イズム・グリーン	1級D	北海道開発局		帯広開発建設部
1級D	岩倉建設㈱		網走開発建設部		带広河川事務所
1級D	㈱開発工営社	1級D	北海道開発局	1級D	北海道開発局
1級D	(社)寒地港湾技術		網走開発建設部		帯広開発建設部
	研究センター		網走道路事務所		带広道路事務所
1級D	岸本産業㈱	1級D	北海道開発局	1級D	北海道開発局
1級D	北日本港湾		網走開発建設部		釧路開発建設部
	コンサルタント㈱		遠軽道路事務所	1級D	北海道開発局
1級D	共和コンクリート	1級D	北海道開発局		札幌開発建設部
	工業㈱技術研究所		網走開発建設部	1級D	北海道開発局
1級D	草野作工㈱		北見河川事務所		札幌開発建設部
1級D	㈱釧路製作所	1級D	北海道開発局		札幌道路事務所
1級D	㈱建設技術研究所		網走開発建設部	1級D	北海道開発局
	北海道支社		北見道路事務所		札幌開発建設部
1級D	㈱構研エンジニアリング	1級D	北海道開発局		岩見沢道路事務所
			札幌開発建設部		

1級D	北海道開発局
	札幌開発建設部
	滝川道路事務所
1級D	
1,000	札幌開発建設部
	深川道路事務所
1級D	北海道開発局
1,000	函館開発建設部
1級D	北海道開発局
	室蘭開発建設部
1級D	北海道開発局
	室蘭開発建設部
	苫小牧河川事務所
1級D	北海道開発局
	室蘭開発建設部
	苫小牧道路事務所
1級D	
1 // 20	室蘭開発建設部
	苫小牧港湾事務所
1級D	北海道開発局
1 ///	室蘭開発建設部
	室蘭道路事務所
1級D	北海道開発局
1 // 20	室蘭開発建設部
	浦河道路事務所
1級D	北海道開発局
	室蘭開発建設部
	室蘭港湾事務所
1級D	北海道開発局
1,000	留萌開発建設部
1級D	
1,000	稚内開発建設部
1級D	
	稚内開発建設部
	稚内道路事務所
1級D	.,
1級D	㈱北開水工
	コンサルタント
1級D	一般社団法人
	北海道開発技術センター
1級D	一般財団法人
	北海道河川財団
1級D	
1級D	
	コンサルタント
1級D	
	信用保証㈱
1級D	
	コンサルタンツ
· /===	11 26 24 24 15

1級D 北海道道路

エンジニアリング(株) 1級D 一般財団法人 北海道道路管理 技術センター 1級D 北海道立総合研究機構 水産研究本部 1級D 北興工業㈱ 1級D 北電興業㈱ 1級D 北電総合設計㈱ 1級D 北土建設㈱ 1級D 堀松建設工業㈱ 1級D 丸彦渡辺建設㈱ 1級D 宮坂建設工業㈱ 1級D 理研興業(株) 1級D ㈱ルーラルエンジニア 1級D 和光技研㈱ 1級D ソシヤ 2 級 北見工業大学 附属図書館 2 級 北海学園大学 附属図書館 2 級 北海道大学

附属図書室

合計 110 団体 (平成 28 年 3 月 31 現在)